

食品関連事業者のための容器包装識別表示ガイドライン

平成15年3月

農林水産省・財団法人食品産業センター

食品関連事業者のための 容器包装識別表示 ガイドライン



〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階
TEL:03-3224-2388 FAX:03-3224-2398
<http://www.shokusan.or.jp/>



農林水産省
財団法人 食品産業センター
Copyright (C) 2004 JAFIC All Rights Reserved.

はじめに

平成12年4月から、容器包装リサイクル法が完全施行され、「紙製容器包装」及び「プラスチック製容器包装」が新たに分別収集及び再商品化（リサイクル）の対象として追加されるとともに、適用が猶予されていた中小企業者にも再商品化の義務が課せられました。

これら容器包装の再商品化を円滑に実施するためには、消費者に対し再商品化等に関する情報提供をし、分別排出を促進することが必要であるため、平成13年4月に資源有効利用促進法が施行されました。これにより従来から識別表示が義務付けられていた容器類に加え、「紙製容器包装」と「プラスチック製容器包装」についても識別表示が義務付けられたところ です。

しかしながら、識別表示の対象となる容器包装を利用した商品は多岐にわたり、消費者にとって識別マークに対する視認や識別のし易さが、個々の容器包装ごとに異なるため、デザインや材質等の表示方法に関する詳細な対応については、法定化されていないものもあります。それらについては、「各事業者又は業界ごとの対応に委ねる事項」とされ、各業界団体等が独自の判断に基づき自主的にガイドラインを策定しています。

また、識別表示義務は、規模の大小を問わずすべての容器包装利用・製造等業者に課せられています。そこで当センターでは、食品関連各業界団体で既に作成されているガイドライン等を参考にするとともに内容を整理し、「紙製容器包装」及び「プラスチック製容器包装」の識別表示を中心に、食品業界全般を対象とした本ガイドラインを作成いたしました。

本ガイドラインが食品関連事業者の識別表示導入の参考となり、ひいては消費者段階における容器包装の分別排出促進の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、本ガイドラインの作成に当たりましてご尽力いただきました、容器包装リサイクル法普及定着事業識別等部会委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成15年3月

財団法人 食品産業センター



CONTENTS

1	識別表示義務化に至る背景と目的	2
2	識別表示に関する法令	4
	1 資源有効利用促進法（抜粋）	5
	2 容器包装リサイクル法（抜粋）	8
3	識別表示に関する基本的考え方	10
4	識別表示に当たりの原則	12
	1 識別表示義務履行についてのフローチャート	12
	2 識別表示に当たりの8つのポイント	14
	食品関連業界における識別表示ガイドライン作成状況	22
5	識別表示の具体例	24
	1 具体的な識別表示に当たりの考え方	24
	2 具体例	30
	清刷入手先	62
	問い合わせ先、関係団体	63

一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じた廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を確保するために、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化を促進することを目指して、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が制定され、循環型社会の構築に向けた第一歩が踏み出されました。平成9年4月からガラス製容器とPETボトル(飲料・しょうゆ用)を対象に再商品化義務が大規模企業者に適用された後、平成12年4月からは再商品化の対象が紙製容器包装とプラスチック製容器包装にも拡大されるとともに、適用が猶予されていた中小企業者にも義務が課せられました。

再商品化の前提として分別排出・分別収集が適切に行われることが重要となるため、新たに再商品化義務の対象になった紙製容器包装とプラスチック製容器包装については、特に分別排出・分別収集を促進することが重要な課題となっています。

そこで、平成11年には、関係事業者、消費者、市町村、関係省庁等からなる「容器包装識別表示等検討委員会」により、紙製容器包装とプラスチック製容器包装の分別を容易にするための識別表示・材質表示のあり方が検討されました。並行して、循環型社会のさらなる構築に向けて従来のリサイクル対策(廃棄物の原材料としての再利用)の強化に加えて、リデュース対策(廃棄物の発生抑制)とリユース対策(廃棄物の部品等としての再使用)の導入に向けた検討も進められてきました。

こうした流れの中で、平成12年5月に「再生資源の利用促進に関する法律」(再生資源利用促進法)が改正され、廃棄物の発生抑制と再生資源の利

用促進を目指した「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)が制定され、13年4月に施行されました。その中で、従来から識別表示が義務付けられていた飲料又は酒類用の鋼製又はアルミニウム製缶と飲料、しょうゆ又は酒類用のPET製容器に加えて、紙製容器包装とプラスチック製容器包装についても分別排出・分別収集を促進するために識別表示が義務化されました。

このことから、識別表示は容器包装リサイクルの推進に向け消費者の分別排出を促進するという目的をもっています。この点を踏まえて、食品関連事業者には表示の実施主体として、そして社会の一員として、識別表示等に積極的に取り組み、これを実施することが強く求められています。

識別表示に関する法令

識別表示の義務やその内容等を定めている法律は、平成13年4月から施行された「資源有効利用促進法」です。

「資源有効利用促進法」は、「1. 識別表示の義務化に至る背景と目的」でも触れた通り、平成12年4月、「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、ガラス製容器とPETボトル等に新たに紙製容器包装とプラスチック製容器包装を加えて、容器包装の排出抑制、減量化、再資源化を促進するため改正されたものです。このように、識別表示義務は「資源有効利用促進法」によって規定されていますが、「容器包装リサイクル法」とも非常に密接な関係を有していると言えます。

従って、識別表示義務やその内容の詳細については、「資源有効利用促進法」及び関連する施行令・省令を理解することが基本となりますが、合わせて「容器包装リサイクル法」及び関連する施行令・省令についても理解しておくことが重要となります。勿論、それ以外の法律もこれらの法令を理解する上で関係してきますが、識別表示の基本は「資源有効利用促進法」と「容器包装リサイクル法」にあることを認識しておくことが必要です。

そこで、5頁以降に、識別表示義務についての基本を理解する上で重要になると考えられる「資源有効利用促進法」と「容器包装リサイクル法」の関連箇所を抜粋し、参考までに簡単な解説と補足情報を加え、わかりやすくしてあります。抜粋した部分は法律及び関連施行令・省令のごく一部ですので、より詳細をお知りになりたい方は法令の原文をご参照下さい。

1

資源有効利用促進法（抜粋）

第一章 総則

(略)

(定義)

第2条（第1項～第10項略）

11 この法律において「指定表示製品」()とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収（類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。）をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令()で定める製品をいう。

(略)

第七章 指定表示製品

(指定表示事業者の表示の標準となるべき事項)

第24条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定める()ものとする。

一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者(その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。)が遵守すべき事項

2 第10条第3項の規定は、前項に規定する表示の標準となるべき事項を定めようとする場合に準用する。

識別表示の対象となる製品です。

資源有効利用促進法施行令第5条（別表5）で、食品関連としては、

- ① 飲料又は酒類用鋼製又はアルミニウム製缶
 - ② 飲料、しょうゆ又は酒類用PET製容器
 - ③ 紙製容器包装（「段ボール」及び「アルミニウムを利用していない飲料用紙容器」を除く）
 - ④ プラスチック製容器包装（上記以外のPET製容器を含む）
- が挙げられています。

「特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令」を要約したものが、本ガイドラインの12頁「4. 識別表示に当たりの原則」です。

（勧告及び命令）

第25条 主務大臣は、前条第1項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない指定表示事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第百五十四号）第2条第5項に規定する小規模企業者（ ）その他の政令で定める者であつて、その政令で定める収入金額が政令で定める要件（ ）に該当するものを除く。）があるときは、当該指定表示事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

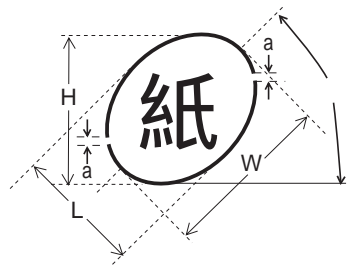

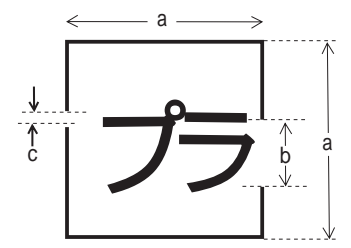

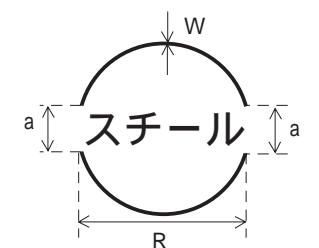

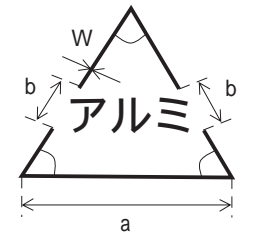

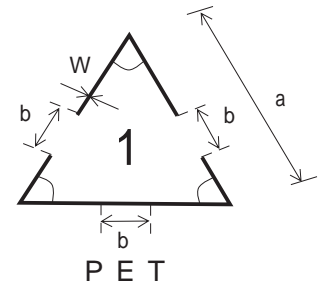

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定表示事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた指定表示事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定表示製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定表示事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

中小企業基本法第2条第5項では、「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5人）以下の事業者」を「小規模企業者」と規定しています。

「その他の政令で定める要件」とは、容器包装リサイクル法施行令に規定される売上高と従業員数をいいます（具体的には、8頁を参照）。

識別マークの「様式」と「デザイン」の関係

様式 (主務省令で定める事項)	デザイン (様式に反しない範囲で自由)
 <p>H: 高さ L: 短外径 LはHの7/8 W: 長外径 WはHの1.1倍 a: 楕円の切れ目の幅 (Hの7/100以内) : 楕円の傾き (45°) 文字の大きさ</p>	 <p>紙製容器包装リサイクル推進協議会のデザインです</p>
 <p>a: 一辺の長さ b: 正方形の切れ目の幅 (aの2/5以内) c: 正方形の切れ目の幅 (aの1/14以内) 文字の大きさ</p>	 <p>プラスチック容器包装リサイクル推進協議会のデザインです</p>
 <p>R: 円の外径 a: 円の切れ目の幅 W: 線の幅 文字の大きさ</p>	 <p>(社) 食品容器環境美化協会のデザインです</p>
 <p>a: 一辺の長さ b: 一辺の切れ目の幅 W: 線の幅 : 1つの角の大きさ 文字の大きさ</p>	
 <p>a: 一辺の長さ b: 一辺の切れ目の幅 W: 線の幅 : 1つの角の大きさ 数字の大きさ 文字の大きさ</p>	 <p>PETボトルリサイクル推進協議会のデザインです</p>

2 容器包装リサイクル法（抜粋）

第一章 総則

（略）

（定義）

第2条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

2 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定めるもの（ ）をいう。

3 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

（略）

11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であって主務省令で定めるものに限る。以下同じ。）において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であって、次に掲げる者以外の者をいう。

一 国

二 地方公共団体

三 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

四 中小企業基本法（昭和38年法律第百五十四号）第2条第5項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間）における政令で定める売上が政令で定める金額以下である者（ ）

（略）

13 この法律において「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を用いる事業者であって、第11項各号に掲げる者以外の者をいう。

- ①鋼製容器
- ②アルミニウム製容器
- ③ガラス製容器
- ④段ボール製容器
- ⑤飲料用紙容器
- ⑥紙製容器（④と⑤を除く）
- ⑦PET製容器（飲料・しょうゆ用）
- ⑧プラスチック製容器（⑦を除く）
- ⑨その他の容器と規定されています。

具体的には、

- ①製造業等
売上高総額2億4,000万円以下且つ常時使用従業員数20人以下
 - ②商業（卸・小売業等）又はサービス業
売上高総額7,000万円以下且つ常時使用従業員数が5人以下
- の「会社及び個人」と規定されています。

第二章 基本方針等

（略）

（事業者及び消費者の責務）

第4条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

（略）

第五章 再商品化の実施

（特定容器利用事業者の再商品化義務（ ））

第11条 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器（第18条第1項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号口を除き、以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

（略）

（特定包装利用事業者の再商品化義務（ ））

第13条 特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定包装（第18条第1項の認定に係る特定包装及び本邦から輸出される商品に係る特定包装を除く。以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。


（略）

再商品化については、
①指定法人への委託
②独自ルート
③自主回収ルート
の3つが認められています（法第14条、第15条、第18条）。

識別表示に関する基本的考え方は、関連する法令に定められています。ただ一方で、識別表示義務の適用対象となる様々な商品が生産されていることから、業界や個別の事業者の判断に委ねられている項目もあります。

そこで、法令に基づいて、既にガイドラインを作成している業界団体の例も参考にし、識別表示についての基本的考え方を整理すると、以下のようにまとめることができます。

1 対象となる容器包装は5品目

識別表示義務の対象は、PETボトル（飲料、しょうゆ又は酒類用）、スチール缶（飲料又は酒類用）、アルミ缶（飲料又は酒類用）、紙製容器包装（「段ボール」及び「アルミニウムが利用されていない飲料用紙容器」を除く）、プラスチック製容器包装（飲料、しょうゆ又は酒類用以外のPETボトルを含む）の5品目です（14頁のポイント  を参照）。


但し、業界団体によっては、これら以外についてもリサイクルを促進するために自主的に識別表示を導入しています。具体的には、識別表示の対象となる紙製容器包装には含まれない段ボールと、アルミニウムを利用していない飲料用紙容器について、自主的な識別表示が行われています。

- 飲料用紙容器リサイクル協議会では、「容器包装リサイクル法」の飲料用紙容器（アルミニウムが利用されているものを除く）について、一定の基準を満たすものを対象に自主的に識別表示を行うこととしています。
- 段ボールリサイクル協議会では、国際的なリサイクル・シンボルを利用してリサイクル可能なあらゆる用途の段ボールのリサイクルを推進するために、一定の基準に基づいて自主的に段ボールの識別表示を行うこととしています。

2 見やすい場所に識別表示

個別の商品によって事情は異なりますが、基本的には消費者からみて明瞭に見やすい箇所に識別表示を行います。なお、部位の名称（部位名、資源有効利用促進法では「役割名」と言います）等についても業界団体や個別企業の対応に委ねられていますが、非常に多様なので 5. 識別表示の具体例（24頁）で紹介します。

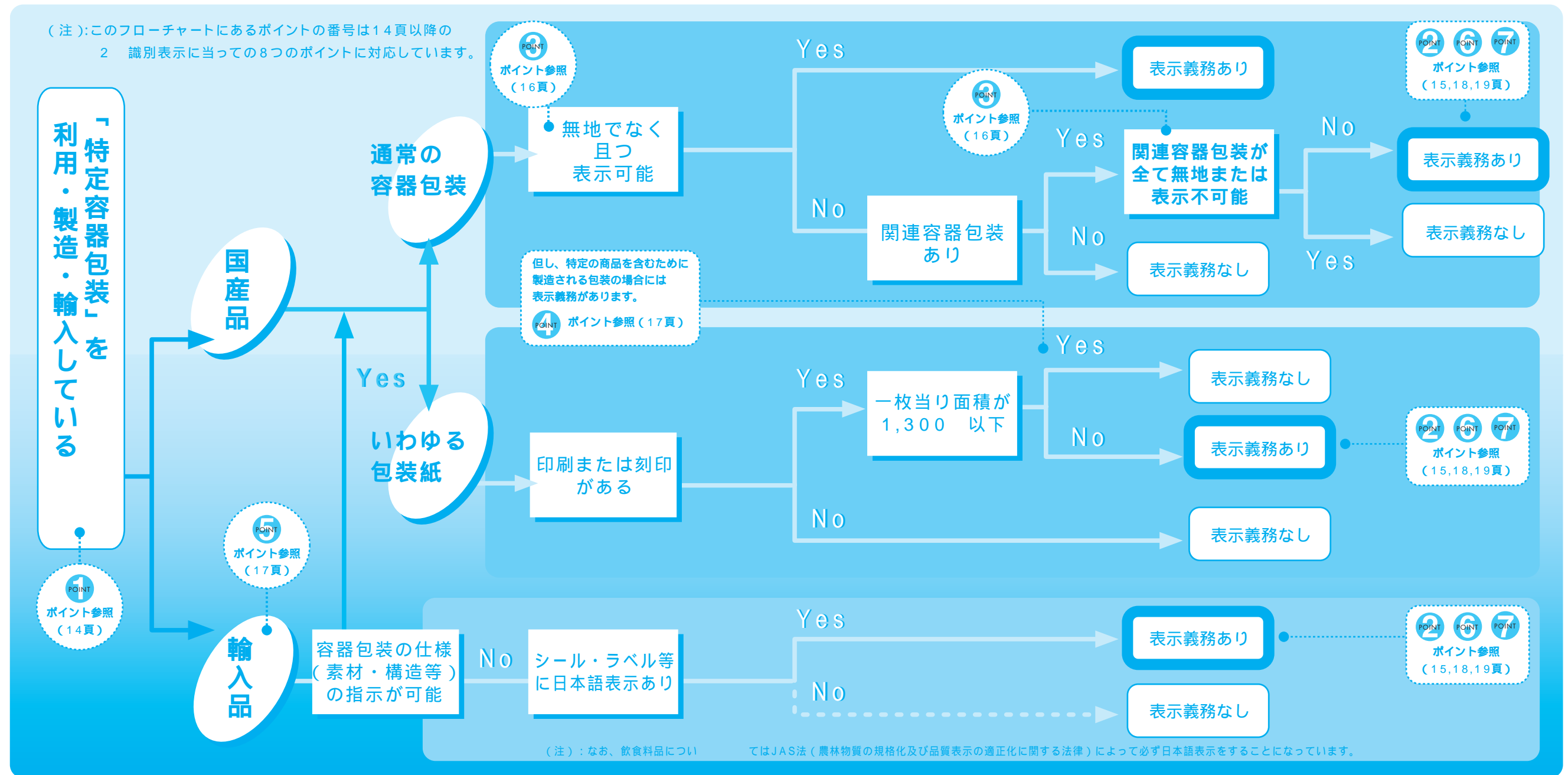
3 原則として個々の容器包装毎に識別表示

対象となる容器包装毎に識別表示を行うことが原則となります。ただし、一定の条件を満たせば、一括して識別表示を行うことも認められています（18頁のポイント  を参照）。

1 識別表示義務履行についてのフローチャート

識別表示義務の有無は、利用・製造・輸入されている容器包装の種類によって異なりますが、識別表示義務については、下のフローチャートで判断して下さい。

但し、このフローチャートは基本的な考え方を示したもので例外等もありますので、判断基準の詳細については14頁以降の 2 識別表示に当たっての8つのポイント等で確認して下さい。



2 識別表示に当たっての8つのポイント

POINT

1 小規模企業者を含め、スチール缶、アルミ缶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を利用・製造・輸入しているすべての事業者が対象

識別表示の対象となる容器包装は、既に識別マークが導入されていたスチール缶・アルミ缶・PETボトルと、「資源有効利用促進法」によって平成13年4月から新たに加えられた紙製容器包装・プラスチック製容器包装です。ここでいう容器包装とは、容器包装リサイクル法で規定されている「商品が費消され、又は商品と分離された場合に不要となる」容器包装を指します。

また、法律に基づくものではありませんが、飲料用紙容器（紙パック）と段ボールについても、自主的な識別表示が進められています。

	法定表示	自主表示	識別マーク	再商品化義務
ガラス製容器	—	—	—	—
スチール缶 (飲料又は酒類用)	(平成3年10月から)			—
アルミ缶 (飲料又は酒類用)	(平成3年10月から)			—
PETボトル (飲料、しょうゆ又は酒類用)	(平成5年6月から)			—
紙製容器包装 (とを除く)	(平成13年4月から)			—
プラスチック製容器包装 (以外のPETボトルを含む)	(平成13年4月から)			—
飲料用紙容器 (アルミニウムを利用したものを除く)	—	(平成12年5月から)		—
段ボール	—	(平成13年2月から)		—

識別表示義務を負うのは、該当する容器包装を利用・製造・輸入している事業者です。注意しなければならない点は、「容器包装リサイクル法」に基づく再商品化義務とは異なり、小規模企業者にも識別表示義務があります。

POINT

2 定められた表示マークを基本とした上で、定められたサイズで表示

識別表示に際しての基本とすべき識別マークの様式は省令で定められています。また、識別マークのサイズについても規定があります。具体的には、識別マークの上下長が、印刷又はラベル貼付では6mm以上、刻印・エンボスの場合には8mm以上になるように識別表示をすることが必要です。



但し、識別表示は、分別回収する前提として消費者にとってわかりやすいことが重要ですので、マークのわかりやすさ（鮮明度、識別性、注目度）を損なわない範囲で一定の加工を施すことは認められています。

例えば

- a) 色使い、フォント、文字飾り（抜き文字等）、線の幅といった装飾を変える、
- b) 容器包装自体の大きさに合わせて、マークを大きくする（容器包装のサイズにあわせるといっても、規定サイズ以下にすることは認められません）

といった加工をすることは可能です。

以上の点については、業界毎にガイドラインを定めている場合もありますので、消費者の混乱・誤解を招かないようにするためにも、それらを参考にすることが望まれます。

4 POINT

一定面積を超える包装には表示義務あり

デパートなどで使用される「包装紙」等、「小売販売業（消費者に対する販売）が販売時に商品を入れ又は包むもの」については、1枚当たりの面積が $1,300\text{cm}^2$ を超える場合には識別表示の義務があります。1,300 cm^2 を超えていても印刷のない無地の包装については、16頁のポイント⑥に示したように、シール・ラベルが貼られるのであれば識別表示の義務はありません。

1,300 cm^2 A4見開き（A3）約1,250 cm^2



但し、例外もあります。

1枚当たりの包装面積が1,300 cm^2 以下の包装であっても、特定の商品を包むための専用包装紙として製造される場合には、識別表示義務があります。

5 POINT

飲食料品については輸入品にも全て表示義務が発生

自ら輸入したものを販売する輸入販売事業者には、その輸入品について識別表示を行う義務があります。対象となる容器包装は、以下のいずれかの要件を満たしたものととなりますので、各々に即した識別表示が求められます。

識別表示義務が適用される容器包装の要件	識別表示の方法
a) 外国で容器包装を製造する場合、製造を発注する場合、または容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等を直接又は間接的に指示できる場合	国産品と同様のルールに即して識別表示を行う。 ① POINT p14 ② POINT p15 ③ POINT p16 ④ POINT p17 ⑥ POINT p18 ⑦ POINT p19 を参照
b) 印刷、シール・ラベル等による日本語表示があるもの	日本語表示部分に、構成される全ての容器包装について一括して識別表示。 ⑥ POINT p18 を参照

飲食料品についてはJAS法によって日本語表示をすることになっています。従って、飲食料品については、輸入品についても全て表示義務が発生します。

3 POINT

無地の容器包装や、表示に技術的制約がある場合には、表示を省略することも可能

対象となる容器包装（14頁のポイント①を参照）には、基本的に識別表示を行うこと（15頁のポイント②を参照）が義務付けられています。但し、素材上、構造上、その他やむを得ない理由により定められたサイズの識別マークを表示できない場合（「表示不可能容器包装」）には、識別表示を省略できる場合もあります。識別表示義務が免除されるケースについては、以下の2つの点に基づいて判断します。

- a) 無地の容器包装
- b) 無地の容器包装に関連容器包装があり、その関連容器包装の全てが無地または表示不可能な場合
- c) 形状（例、ネット状の袋）や素材面から識別表示を行うことが技術的に不可能な容器包装

無地の容器包装とは、

容器包装の製造・利用及び輸入販売段階において、その表面に印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されておらず、容器包装の製造段階においても刻印・エンボスが可能な成形工程を含まない容器包装をいいます。

例えば、成形トレイについては、製造工程で刻印をすることが可能な成形工程が含まれますので、無地の容器包装には該当しません。

関連容器包装とは、

特定の商品の容器包装を構成する他の部分の内、識別表示の義務があるものを言います。例えば、スティック・シュガーのように食品が細長い紙製の袋に入った上で紙製の箱に入っている場合、スティック・シュガーの袋から見て紙箱が関連容器包装となります。スティック・シュガーの袋に識別表示をすることが形状等から不可能である場合、関連容器包装である紙箱に識別表示を行うことが可能であれば、こちらに一括して識別表示を行う必要があります。

7

POINT 材質が多様なプラスチックについては「材質表示」も

プラスチック製容器包装の材質表示は、各業界又は企業の判断に委ねられていますが、識別マークの近くに「材質表示」を行うことが望まれます。「材質表示」を行うに際しては、JIS K 6899 - 1₂₀₀₀ (ISO 1043 - 1₁₉₉₇) で定められている記号を用います。

主な材質（樹脂名）	樹脂記号	備考
アクリロニトリル - ブタジエン - スチレン樹脂	ABS	
エチレン - 酢酸ビニル樹脂	EVAC	
エチレン - ビニルアルコール樹脂	EVOH	
ポリアミド	PA	通称：ナイロン
ポリカーボネート	PC	
ポリブチレンテレフタレート	PBT	
ポリエチレン	PE	
ポリエチレンテレフタレート	PET	通称：PET、ペット
ポリメチルペンテン	PMP	
ポリプロピレン	PP	
ポリスチレン	PS	
ポリ塩化ビニル	PVC	通称：塩ビ
ポリ塩化ビニリデン	PVDC	
スチレン - アクリロニトリル樹脂	SAN	

なお、紙と金属についても、それらがプラスチック製容器包装の一部を構成している複合素材の場合、便宜上以下の記号を用いて材質の表示を行います。

(プラスチック製容器包装ではないものについては、紙や金属の記号表示は不要です。)

材質	記号	備考
紙	P	
金属（スチール、アルミ等）	M	

複合材質（20頁参照）については、主要な構成材料を含めた2つ以上について表記を行うこととし、主要な（最大重量の）材料については下線を付します。識別マークと共に材質を表示する場合には、材質を示す記号をそのまま表示するだけで構いませんが、識別マークと離して表示する場合には逆くさび括弧（><）に材質記号を挟み込む必要があります。

6

POINT 原則として個別表示であるが、多重容器包装には「一括表示」も可能

識別表示の方法は、表示義務の対象となる「特定容器包装」ごとに表示することが原則となっています。しかし、多重容器包装で構成される商品の場合は、個別の表示に代えて、表示可能な容器包装或いは同時に廃棄されると認められる容器包装に一括して識別表示を行うことができます。一括表示を行う場合には、見やすさの観点から当センターでは部位名の表示は印刷では、6ポイント以上の大きさを推奨します。

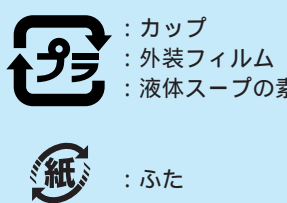

多重容器包装とは、「資源有効利用促進法」では「一体容器包装」といいます

容器包装（外装フィルム、外箱、個包装等）が2重以上に重なっているものや、複数パーツ（容器本体、キャップ、ノズル等）からなる容器包装を指します。

一括表示が認められる要件	一括表示の方法
a) 多重容器包装	「同時に廃棄されると認められる容器包装」の何れかに一括表示する（各々への直接表示は省略可能）。 一括表示の対象となる「同時に廃棄されると認められる容器包装」以外については、個別に表示（「同時に廃棄されると認められる容器包装」以外にまとめて表示しても、直接表示を省略することはできません）。
b) 無地の容器包装或いは表示に技術的制約がある容器包装	表示可能な「関連容器包装（16頁のポイント⑥を参照）に表示。表示可能な「関連容器包装」が複数ある場合には、「同時に廃棄されると認められる容器包装」への一括表示を優先。

一括表示では、複数の識別マークがある場合は上下に並べても左右に並べても構いません。また、表示部を囲む外枠、部位の名称等については事業者又は業界毎の対応に委ねられています。一括表示の表記方法については、関連する業界の方針・ガイドラインを照会・確認されることをお勧めします。（22頁参照）

なお、当センターとしては、一括表示を行う場合、一括表示を行う部位の識別マークについては、他の部位を示す識別マークよりも大きくして、両者を区別できるようにすることを推奨します。

カップ麺のカップに表示	
上下表示	左右表示
 <p>：カップ ：外装フィルム ：液体スプーンの素</p> <p>紙：ふた</p>	 <p>カップ 外装フィルム 液体スプーンの素</p> <p>紙 紙：ふた</p>



POINT 8 罰則は平成15年3月末まで猶予

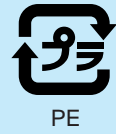
「識別表示」は、「資源有効利用促進法」が施行された平成13年4月から対象事業者（14頁のポイント①を参照）に表示が義務付けられています。勧告、命令、罰則等は、平成15年3月31日までに製造された特定容器包装等については、その適用が除外されますが、義務のある事業者は、識別表示を行うことが義務付けられています。

小規模企業者の方は、「容器包装リサイクル法」に基づくリサイクル（再商品化）義務及び資源有効利用促進法に基づく罰則等の適用は免除されていますが、識別表示義務は規模の大小を問わず全ての容器包装利用・製造等事業者に課せられていますので十分注意して下さい。

各業界団体では、識別表示のガイドライン等が作成されていますので、識別表示を行うに当たっては、それら（22・23頁）を参照されることをお勧めします。

ポリエチレン単一の場合

①識別マークに付帯して表示



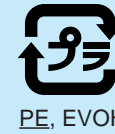
PE

②識別マークと離して表示

> PE <

主たる材質がポリエチレンで、エチレン-ビニルアルコール樹脂との複合材質の場合

①識別マークに付帯して表示



PE, EVOH

②識別マークと離して表示

> PE, EVOH <

複合材質とは、

複数の材質のプラスチックからなる分離不可能なものをいいます。そのため用いられている素材は全てプラスチックとなります。

複合素材とは、

複数の素材からなる分離不可能なもので、用いられている素材は、「プラスチック」、「紙」、「金属」等の組み合わせで構成されます。重量構成比の一番多い（重い）ものをもって主たる素材とみます。紙や金属は、プラスチック製容器包装の一部でない限り、材質表示は不要です。

更に、一括表示（18頁のポイント⑥を参照）と組み合わせて「材質表示」を行うことも可能です。その場合には、部位名に材質・素材を添えて表示します。

マヨネーズの例

ボトルはポリエチレンを主たる材質とするエチレン-ビニルアルコール樹脂との複合材質、キャップはポリエチレン、外装フィルムはポリプロピレンの場合



ボトル：PE, EVOH
キャップ：PE
外装：PP

レトルト食品の例

外箱が紙、内袋がポリプロピレンを主たる材質とする金属（アルミニウム等）を積層させた複合素材の場合



外箱



内袋：PP, M

材質表示の方法については、業界毎にガイドライン等を定めている場合もありますので、消費者の混乱・誤解を招かないようにするためにも、それらを参考にすることが望まれます。

食品関連業界における識別

表示ガイドライン作成状況

食肉加工	日本ハム・ソーセージ工業協同組合 group.lin.go.jp/hamukumi/ 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-5-6 ハム・ソーセージ会館 ☎03-3444-1211
乳製品 牛乳・乳製品 アイスクリーム 及び氷菓 チーズ及びチーズフード	(社)日本乳業協会 www.jdia.or.jp 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館4階 ☎03-3261-9161
	(社)日本アイスクリーム協会 www.icecream.or.jp 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館6階 ☎03-3264-3104
	チーズ普及協議会 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館6階 ☎03-3264-4131
	日本輸入チーズ普及協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館5階 ☎03-3288-7258
はち 菌飲料 乳酸飲料	(社)全国はち酵乳乳酸菌飲料協会 www.nyusankin.or.jp 〒162-0842 東京都新宿区市ヶ谷砂土原町1-1 保健会館別館 ☎03-3267-4686
水産加工 (平成14年7月頃 完成予定)	全国いか加工工業協同組合 www.zen-ika.com 〒113-0034 東京都文京区湯島3-47-8シマダヤビル4階 ☎03-3834-3731
びん・缶 詰	(社)日本缶詰協会 www.jca-can.or.jp 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館1213区 ☎03-3213-4751
味噌	全国味噌工業協同組合連合会 www.miso.or.jp 〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 ☎03-5651-2921
しょうゆ	日本醤油協会 www.soysauce.or.jp 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町3-11 醤油会館 ☎03-3666-3286
ソース	全国マヨネーズ協会 www.mayonnaise.org 〒104-0061 東京都中央区銀座3-8-15 中央ビル7階 ☎03-3563-3590
食酢	全国食酢協会中央会 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-4 エフビル5階 ☎03-3351-9280
その他 調味料	全日本カレー工業協同組合 〒111-0051 東京都台東区蔵前3-20-1 山岸ビル502号 ☎03-5687-1793
パン	(社)日本パン工業会 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-12 八重洲カトウビル5階 ☎03-3667-1976

菓子	全日本菓子協会 〒105-0004 東京都港区新橋6-9-5 JBビルディング7階 ☎03-3431-3115
めん類	(社)日本即席食品工業協会 www.instantramen.or.jp 〒111-0053 東京都台東区浅草橋5-5-5 キムラビル3階 ☎03-3865-0811
	全国製麺協同組合連合会 〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3 全麺連会館 ☎03-3634-2255
	冷凍めん協議会 www.reitoumen.gr.jp 〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3 ☎03-3634-2275
冷凍食品	(社)日本冷凍食品協会 www.reishokukyo.or.jp 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町10-6 桂屋第2ビル6階 ☎03-3667-6671
もち	全国餅工業協同組合 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-27-4-201 エル・アルカサル・フジ ☎03-3805-1228
飲料	清涼飲料 (社)全国清涼飲料工業会 〒113-0022 東京都中央区日本橋室町3-3-3 CMビル3階 ☎03-3270-7305
	果汁飲料 (社)日本果汁協会 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-1-21 第2東洋ビル5階 ☎03-3275-1031
	スープ 日本スープ協会 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-4 エフビル ☎03-3341-5435
コーヒー	(社)全日本コーヒー協会 coffee.ajca.or.jp 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎6-2 マックス本社ビル別館3階 ☎03-5649-8377
	全日本コーヒー商工組合連合会 〒105-0003 東京都港区西新橋2-34-2 ☎03-3431-3446
酒類 (酒造業 ・醸造業)	酒類容器等に関する協議会 www.japansake.or.jp 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-21日本酒造会館7階 日本酒造組合中央会内 ☎03-3501-0101
コープ商品	日本生活協同組合連合会 www.co-op.or.jp 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3-29-8 コーププラザ5階 ☎03-5778-8032

(注1):ここに掲載していない業種別団体においても、他の団体が作成したガイドラインに準ずるという方針を打ち出しているところもあります。

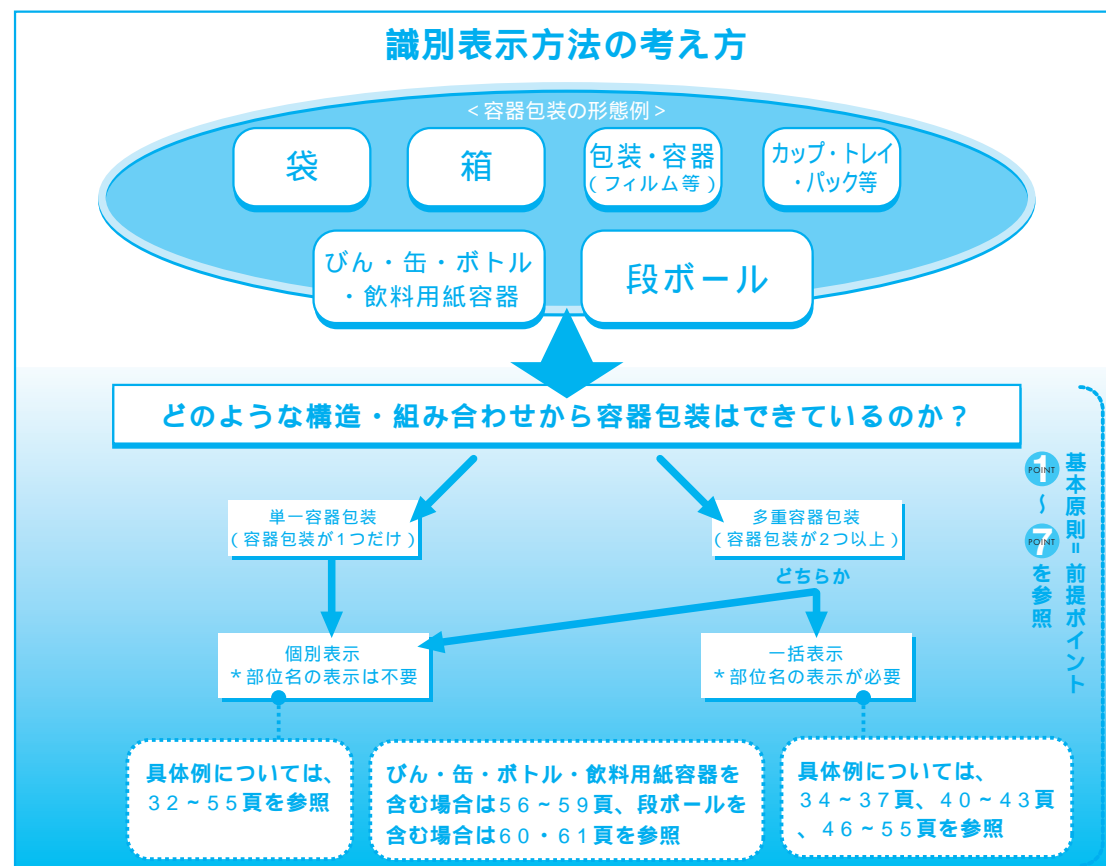
(注2):平成15年2月時点における主な状況を整理したものです。

1 具体的な識別表示に当たっての考え方

個別・具体的な識別表示の方法は、用いられている容器包装の種類や構造によって様々です。「資源有効利用促進法」では、類似の容器包装と分別して回収し、再生資源として利用することを目的に識別表示は義務化されました。

そのため、基本原則に則った上で、消費者が分別して排出する時にわかりやすい識別表示かどうかという点から、取り組んでいくことが重要になります。

そこで、様々な業界・事業者の方々に広く参考にして頂くために、消費者の目に触れる一番外側部分の容器包装の形状・構造を消費者の視点から大きく6種類に分けた上で、個別具体的に識別表示の方法を例示しました。



なお、これら6種類の容器包装の形態は、あくまで消費者の目に触れる一番外側部分の容器包装の形状・構造を消費者の視点から分類したもので、単一の容器包装として使用される場合の他に、多重容器包装の一部を形成している場合もあります。また、これら形態については事業者や業界によって様々な名称が用いられていると思われる。

容器包装の形態	表示する部位名の具体例
袋	外包装、外袋、パウチ
箱	外箱、外装カートン、カートン、ボックス、サック、化粧箱、外装、箱
包装・容器(フィルム等)	外装フィルム、シュリンクフィルム、フィルム
カップ・トレイ・パック等	カップ、チューブ、ホルダー、成形容器、トレイ・トレー、紙トレイ・紙トレー、シート
びん・缶・ボトル・飲料用紙容器	びん、缶、ボトル、本体、容器
段ボール	-

具体的な識別表示の方法は、容器包装がどのような構造・組み合わせでできているかによって異なってきます。

① 単一容器包装(容器包装が1つだけ)の場合	② 多重容器包装(容器包装が2つ以上)の場合
対象となる容器包装に個別に識別表示を行います(個別表示)。	個別表示を原則とします。但し、18頁のポイント 6 で説明した通り、対象容器包装の識別表示を表示可能な容器包装に一括して識別表示を行うことも認められています。
部位名を表記する必要はありません。	一括表示を行う場合には、部位名を表記することが必要です(個別表示の場合には部位名は必要ありません)。

一括表示を行う際に表記が必要となる部位名については、業界によって統一された名称や基準を定めているところもありますので、それらを参照して下さい。26頁以降には、様々な業界で統一・推奨している部位名について、幾つかを例示してあります。

③ 包装・容器(フィルム等)

表示する部位名	部位名の説明	業界団体
<ul style="list-style-type: none"> ●外装フィルム ●個包装 	- ・マルチパックの個々の製品	(社)日本乳業協会、 (社)日本アイスクリーム協会、 (社)全国はっ酵乳酸菌飲料協会
<ul style="list-style-type: none"> ●個包装 ●内フィルム、フィルム、シール、ラベル 	・最外装の透明フィルム、シュリンクフィルム ・容器のシュリンクラベル	チーズ普及協議会、 日本輸入チーズ普及協会
<ul style="list-style-type: none"> ●パウチ ●外装フィルム 	・袋容器 ・マルチパック用シュリンクフィルム	(社)日本缶詰協会
<ul style="list-style-type: none"> ●外装フィルム、シュリンクフィルムラベル ●小袋 	- ・個包装、内袋	全国マヨネーズ協会
<ul style="list-style-type: none"> ●包装紙 ●外装フィルム ●外装包み紙 	- ・フィルム ・包み紙	日本醤油協会
<ul style="list-style-type: none"> ●個装フィルム ●個包装 ●外装フィルム ●包装紙 ●巻帯フィルム ●内包薄紙(アオリ紙) ●銀紙 ●包み紙 	- ・ピロー包装品、ひねり包装品等 ・箱等のオーバーラップフィルム ・進物、贈答品用 ・ムースフィルム、巻帯等 ・アオリ紙(生菓子用) ・チューインガム用 ・胴巻き	全日本菓子協会
<ul style="list-style-type: none"> ●ラベル、包装紙、外装フィルム 	-	(社)全日本コーヒー協会
<ul style="list-style-type: none"> ●個包装、ラベル ●フィルム ●外装フィルム ●ふたフィルム・底フィルム 	- ・紙包み、キャップフィルム等 ・シュリンクフィルム ・スライスハム等の場合	日本生活協同組合連合会

① 袋

表示する部位名	部位名の説明	業界団体
<ul style="list-style-type: none"> ●外袋、内袋 ●ストロー(の)袋 ●砂糖袋 	- ・ストローの袋 ・砂糖の袋	(社)日本乳業協会、 (社)日本アイスクリーム協会、 (社)全国はっ酵乳酸菌飲料協会
<ul style="list-style-type: none"> ●外袋、ソース袋、台紙 	-	チーズ普及協議会、 日本輸入チーズ普及協会
<ul style="list-style-type: none"> ●パウチ ●口栓 	- ・レトルトパウチ等の飲み口	(社)日本缶詰協会
<ul style="list-style-type: none"> ●外袋 ●内袋 	- ・個袋	全国マヨネーズ協会
<ul style="list-style-type: none"> ●小袋 	・弁当等に添付封入されるポーションパック	日本醤油協会
<ul style="list-style-type: none"> ●外袋、袋、個装袋 	-	全日本菓子協会
<ul style="list-style-type: none"> ●餅外装 ●餅個装 ●飾り付け入り袋 	・餅の大袋 ・餅の個装袋 ・飾り付けを入れた袋	全国餅工業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> ●袋 ●外袋、内袋 	- ・多重包装の袋の場合に使用	日本生活協同組合連合会

② 箱

表示する部位名	部位名の説明	業界団体
<ul style="list-style-type: none"> ●外箱 	・カートン ・マルチパック製品の外側の箱 ・化粧箱	(社)日本乳業協会、(社)日本アイスクリーム協会、(社)全国はっ酵乳酸菌飲料協会、チーズ普及協議会、日本輸入チーズ普及協会、(社)日本缶詰協会
<ul style="list-style-type: none"> ●箱、外箱 	-	全国マヨネーズ協会
<ul style="list-style-type: none"> ●内箱、中仕切り ●ふた 	- ・外箱	日本醤油協会
<ul style="list-style-type: none"> ●箱、外箱、紙筒 ●個箱 ●化粧箱、外箱 ●ふた ●仕切り ●台紙、中敷、敷紙 ●紙クッション、プラスチッククッション 	- ・詰め合わせ商品の中箱 ・大型の箱の本体(進物・贈答用) ・大型の箱の被せ蓋 ・仕切り ・台紙 ・緩衝材	全日本菓子協会
<ul style="list-style-type: none"> ●外箱又は化粧箱 	-	(社)全日本コーヒー協会
<ul style="list-style-type: none"> ●外箱 ●段ボール台紙 ●三方セット 	・外装カートン ・段ボールの台紙 ・飾りの皿・足	全国餅工業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> ●箱 ●外箱、中箱 	- ・多重包装の箱の場合	日本生活協同組合連合会

5 びん・缶・ボトル・飲料用紙容器

表示する部位名	部位名の説明	業界団体
<ul style="list-style-type: none"> 缶、外ふた、内ふた ガラスびん、キャップ、内ふた、ラベル 本体又はパック・ボトル、口栓、キャップ 	<ul style="list-style-type: none"> 缶入り粉ミルク びん入りコーヒー用クリーム 紙容器飲料 	(社)日本乳業協会、 (社)日本アイスクリーム協会、 (社)全国はっ酵乳酸菌飲料協会
<ul style="list-style-type: none"> ボトル キャップ ラベル 	<ul style="list-style-type: none"> ボトル容器 缶詰用プラスチック製オーバーキャップ レトルト・缶詰・びん詰・カップ詰のラベル 	(社)日本缶詰協会
<ul style="list-style-type: none"> 中栓 ボトル 容器 キャップ、蓋 シール 	<ul style="list-style-type: none"> マヨネーズ容器 ドレッシング容器等(詰め替え用) キャップ、ふた(フタ) キャップシール、口部シール 	全国マヨネーズ協会
<ul style="list-style-type: none"> キャップ、中栓、キャップシール ボトル 本体 ラベル 	<ul style="list-style-type: none"> PETボトル 紙製容器 シュリンクラベル 	日本醤油協会
<ul style="list-style-type: none"> ボトル又はびん、キャップ又はふた 	-	(社)全日本コーヒー協会
<ul style="list-style-type: none"> ボトル、キャップ、中栓、缶 パック 飲み口 缶胴・缶ふた 	<ul style="list-style-type: none"> 紙パック、飲料缶のジャケットスリーブ スパウト(パウチに付属するもの) イージーオープン缶等 	日本生活協同組合連合会

4 カップ・トレイ・パック等

表示する部位名	部位名の説明	業界団体
<ul style="list-style-type: none"> トレー カップ ふた 外ふた、内ふた キャップ ホルダー 成形容器 	<ul style="list-style-type: none"> カップ型容器本体 カップ型単独蓋、ボトル型蓋、その他蓋 カップ型二重蓋、 ボトル型蓋、 マルチのホルダータイプのカップ・ふた以外 ブロー容器製品 	(社)日本乳業協会、 (社)日本アイスクリーム協会、 (社)全国はっ酵乳酸菌飲料協会
<ul style="list-style-type: none"> 容器本体、カップ、ふた、内ふた 	-	チーズ普及協議会、 日本輸入チーズ普及協会
<ul style="list-style-type: none"> トレー カップ チューブ 	<ul style="list-style-type: none"> トレイ容器 カップ容器 チューブ容器 	(社)日本缶詰協会
<ul style="list-style-type: none"> カップ 	<ul style="list-style-type: none"> パンタ、ホイルコンテナ、フリーズカップ等を含む 	全日本菓子協会
<ul style="list-style-type: none"> トレー又はトレイ フードバック カバー、透明カバー ふた 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 同上 プリスターパックのプラスチック成形品 シールブタ、トレイシール、インナーシール等を含む 	
<ul style="list-style-type: none"> トレーブタ、トレーふた カップブタ、カップふた 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 同上 	
<ul style="list-style-type: none"> トレー(成型物) 	-	
<ul style="list-style-type: none"> 容器 底紙・底フィルム まるわく 	<ul style="list-style-type: none"> 鏡餅型容器 鏡餅型容器の底面フィルム 鏡餅型容器のつぶれ防止補強材 	全国餅工業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> カップ、チューブ、台紙、ふた トレイ 紙管 外ふた、内ふた シール 	<ul style="list-style-type: none"> (トレーとは表記せず) 筒状容器 味噌の容器等 シール状のふた 	日本生活協同組合連合会

2 具体例

容器包装の形態	容器包装の構造・組み合わせ		利用素材	表示方法	内容例	該当頁	
① 袋	a	直接食品が詰められているもの	単一 容器包装	単一	▶ 個別表示	基本形 - スナック菓子、乾麺、レトルト食品、削り節、漬物、パン等 業界団体の説明例 - 全日本菓子協会(スナック菓子)、全国製麺協同組合連合会(袋入りめん)	32頁 33頁
	b	個別包装された食品が詰められているもの	多重 容器包装	単一	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - あられ、飴、ふりかけ、削り節パック、ケチャップ等 業界団体による説明例 - 全日本菓子協会(飴)、チーズ普及協議会(スライスチーズ)	34頁 35頁
	c	個別包装された食品が詰められているもの	多重 容器包装	複数	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - あられ、飴、ふりかけ等 業界団体による説明例 - 全日本菓子協会(あられ)	36頁 37頁
② 箱	a	直接食品が詰められているもの	単一 容器包装	単一	▶ 個別表示	基本形 - 土産用・贈答用野菜・果物等、冷凍フライドポテト等	38・39頁
	b	個別包装された食品が詰められているもの	多重 容器包装	単一	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - ミニパックのバター、だしの素、カップアイスのマルチパック等 業界団体による説明例 - 日本アイスクリーム協会(カップアイスのマルチパック)、 日本乳業協会(ミニパックのバター)	40頁 41頁
	c	個別包装された食品が詰められているもの	多重 容器包装	複数	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - レトルト食品、冷凍食品、箱入り鏡餅等 業界団体による説明例 - 全日本菓子協会(箱入りチョコレート)、 日本冷凍食品協会(箱入りパウチ食品)	42頁 43頁
③ 包装 ・ 容器 (フィルム等)	a	直接食品が詰められているもの	単一 容器包装	単一	▶ 個別表示	基本形 - コーン型アイスクリーム、ベーコン、ソーセージ、サンドイッチ、おにぎり等 業界団体による説明例 - 日本アイスクリーム協会(コーン型アイスクリーム)、 日本ハム・ソーセージ工業協同組合(ソーセージ)	44頁 45頁
	b	個別包装された食品が更に包装されているもの	多重 容器包装	単一	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - ドレッシング、たれ、カップ付コーン型アイスクリーム 業界団体による説明例 - 全国マヨネーズ協会(マヨネーズ)、 日本醤油協会(しょう油以外の液体調味料)	46頁 47頁
	c	個別包装された食品が更に包装されているもの	多重 容器包装	複数	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - カップデザート、マルチパックはっ酵乳・乳酸菌飲料等 業界団体による説明例 - 日本乳業協会(カップデザートのマルチパック)、 日本ハム・ソーセージ工業協同組合(スライスハム)	48頁 49頁
④ カップ トレイ パック	a	直接食品が詰められているもの	多重 容器包装	単一	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - 納豆、豆腐、生鮮食品(野菜、肉、魚等)、チューブ入り練乳等 業界団体による説明例 - 日本アイスクリーム協会(カップ入りアイスクリーム)、 日本乳業協会(カップデザート)	50~52頁 53頁
	b	直接食品が詰められているもの	多重 容器素材	複数	▶ 個別表示或いは一括表示	基本形 - カップラーメン、カップ入り味噌、カップスープ等 業界団体による説明例 - 日本即席食品工業協会(カップラーメン)、 全国味噌工業協同組合連合会(カップ入り味噌)	54頁 55頁
⑤ びん 缶 ボトル 飲料用紙容器	a	スチール缶・アルミ缶(飲料又は酒類用) PETボトル(飲料、しょうゆ又は酒類用)、ガラスびん	-	-	▶ -	基本形 - スチール缶・アルミ缶(飲料又は酒類用)、PETボトル(飲料、しょうゆ又は酒類用)、ガラスびん 業界団体による説明例 - 日本缶詰協会、全国味噌工業協同組合連合会、全国マヨネーズ協会、 日本醤油協会、全日本菓子協会	56頁 57頁
	b	飲料用紙容器	-	-	▶ -	基本形 - 飲料用紙容器リサイクル協議会(全国牛乳容器環境協議会)	58・59頁
⑥ 段ボール	a	段ボール	-	-	▶ -	基本形 業界団体による説明例 - 全国マヨネーズ協会、日本醤油協会、全国餅工業協同組合	60・61頁 61頁

1 袋詰食品

1-a

袋に直接食品が詰められているもの

基本形

具体例

スナック菓子、乾麺、レトルト食品、削り節、漬物、パン等

方法

材質に合わせた識別マークを袋の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



プラスチックの
材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



主たる材質がポリエチレンで、
エチレン-ビニルアルコール
樹脂との複合材質の例

PE, EVOH

業界団体
による
説明例

1-a

袋に直接食品が詰められているもの

方法

全日本菓子協会 プラスチックフィルムからなる
袋入りスナック菓子の場合

個別表示

プラスチックの識別マークを袋に表示する
部位名は表記しない
材質表示は各企業の判断に委ね自主表示とするが、可能な範囲で表示す
ることが望ましい



プラスチックの材質表示をする場合

主たる材質がポリプロピレンで、ポリエチレンとの複合材質の例



PP, PE

或いは

識別マークと離して
> PP, PE <

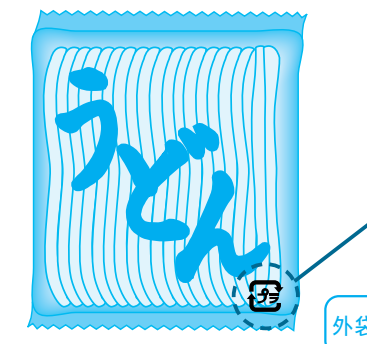
方法

全国製麺協同組合連合会 プラスチックフィルムからなる袋入りめんの場合

個別表示

プラスチックの識別マークを袋に表示する
材質表示については各企業の任意とする

プラスチックの材質表示をする場合



PP

ポリプロピレンから
構成されていること
を表示する場合

1 袋詰食品

1-b

個別包装された食品が袋に詰められているもの
(多重容器包装 単一素材)

基本形

具体例

あられ、飴、ふりかけ、削り節パック、ケチャップ等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



キャップについては表示義務があり、ボトル部分に表示18頁のポイント⑦を参照

プラスチックの材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



ボトル: PE, EVOH
キャップ: PE

ボトルがポリエチレンを主たる材質とするエチレン-ビニルアルコール樹脂との複合材質で、キャップがポリエチレンの例



PP

方法2

一括表示

無地の容器包装や多重容器包装

外袋に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する



参照

P.16 POINT 3

P.18 POINT 6

部位名については、26～29頁に例示してありますので、そちらを参考にしてください。



外袋
個包装



外袋
個包装



外袋
キャップ
ボトル

一括表示とプラスチックの材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



ボトル: PE, EVOH
キャップ: PE
外袋: PP

ボトルがポリエチレンを主たる材質とするエチレン-ビニルアルコール樹脂との複合材質で、キャップがポリエチレンで、外袋がポリプロピレンの例

1-b

個別包装された食品が袋に詰められているもの
(多重容器包装 単一素材)

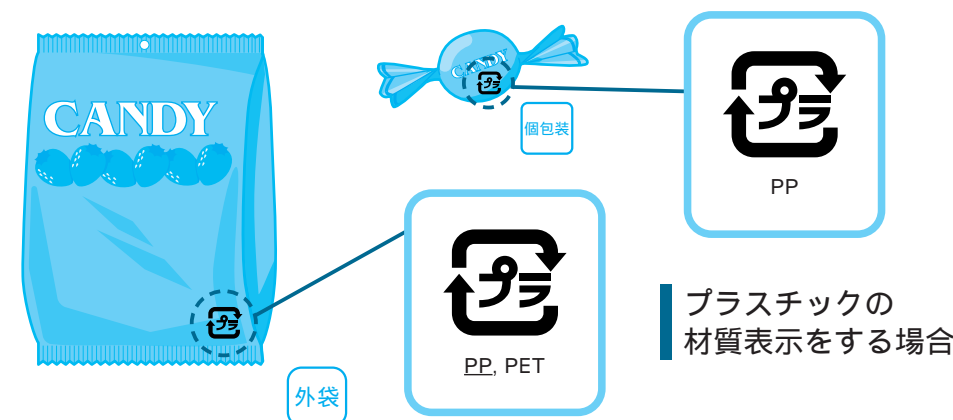
業界団体による説明例

方法1

全日本菓子協会 プラスチックフィルムからなる袋に入った個別包装された飴の場合

個別表示

材質に合わせた識別マークを各容器包装に表示する
部位名は表記しない
材質表示は各企業の判断に委ね自主表示とするが、可能な範囲で表示することが望ましい



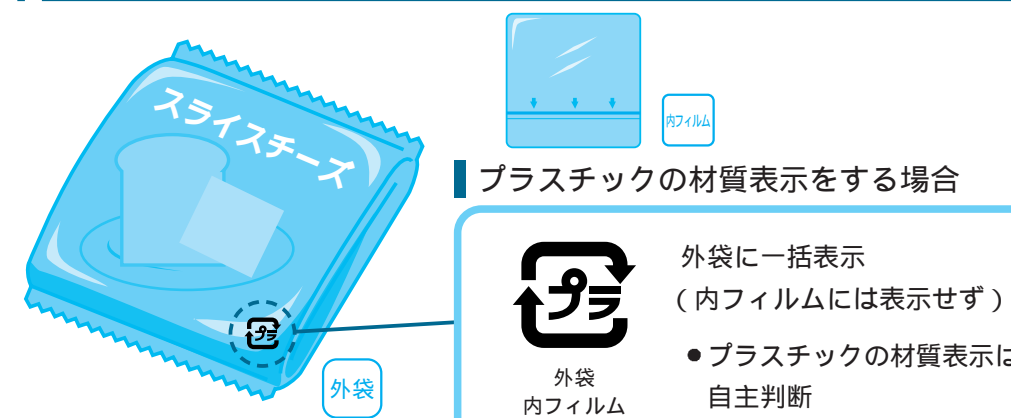
プラスチックの材質表示をする場合

方法2

チーズ普及協議会 プラスチックフィルムからなる袋に入ったスライスチーズの場合

一括表示

識別マークの位置は外袋の一括表示欄に隣接する場所等、明瞭に見やすい箇所とする
部位名を一括表記する
材質表示は個別企業の自主判断とする



プラスチックの材質表示をする場合



外袋
内フィルム

外袋に一括表示
(内フィルムには表示せず)
●プラスチックの材質表示は自主判断

1 袋詰食品

1-C

個別包装された食品が袋に詰められているもの
(多重容器包装 複数素材)

基本形

具体例

あられ、飴、ふりかけ等

方法1

個別表示

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない



プラスチックの
材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



PE, EVOH

主たる材質がポリエチレンで、
エチレン-ビニルアルコール
樹脂との複合材質の例

方法2

一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

外袋に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を表記する



参照

P.16 POINT 3

P.18 POINT 6

一括表示とプラスチックの
材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



個包装



外袋: PP

外袋がポリプロピレン
から構成されていること
を表示する場合

部位名については、
26～29頁に例示
してありますので、
そちらを参考にし
て下さい。

1-C

個別包装された食品が袋に詰められているもの
(多重容器包装 複数素材)

業界団体
による
説明例

方法1

個別表示

全日本菓子協会 プラスチックフィルムからなる袋に入った
個別包装されたあられの場合

材質に合わせた識別マークを各容器包装に表示する
部位名は表記しない
材質表示は各企業の判断に委ね自主表示とするが、可能な範囲で表示す
ることが望ましい



プラスチックの
材質表示をする場合



PP

ポリプロピレンから構成され
ていることを表示する場合

方法2

一括表示

全日本菓子協会 プラスチックフィルムからなる袋に入った
個別包装されたあられの場合

識別マークの表示位置は個別企業の自主判断とする
部位名を表記する
材質表示は各企業の判断に委ね自主表示とするが、可能な範囲で表示す
ることが望ましい



一括表示とプラスチックの
材質表示をする場合



個包装



外袋: PP

② 箱入り食品

②-a

箱に直接食品が詰められているもの

基本形

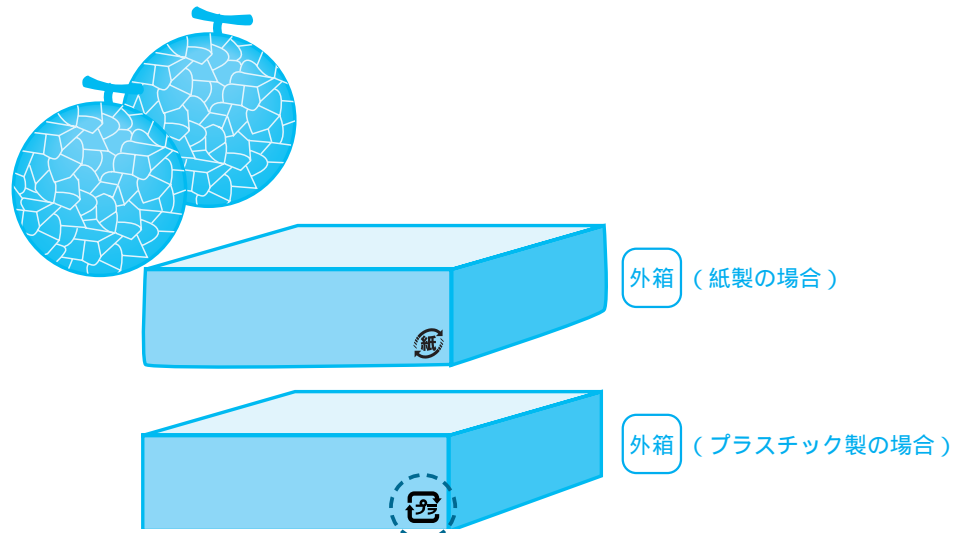
具体例

土産用・贈答用野菜・果物等

方法

材質に合わせた識別マークを箱の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



プラスチックの
材質表示をする場合

参照

P.19

POINT



PE, EVOH

主たる材質がポリエチレンで、
エチレン-ビニルアルコール
樹脂との複合材質の例

②-a

箱に直接食品が詰められているもの

基本形

具体例

冷凍フライドポテト等

方法

材質に合わせた識別マークを箱の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



冷凍フライドポテトが紙製の
箱に直接入っている
(電子レンジ調理用)

② 箱入り食品

②-b

個別包装された食品が箱に詰められているもの
(多重容器包装 単一素材) 基本形

具体例

ミニパックのバター、だしの素、カップアイスのマルチパック等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



方法2

外袋に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する

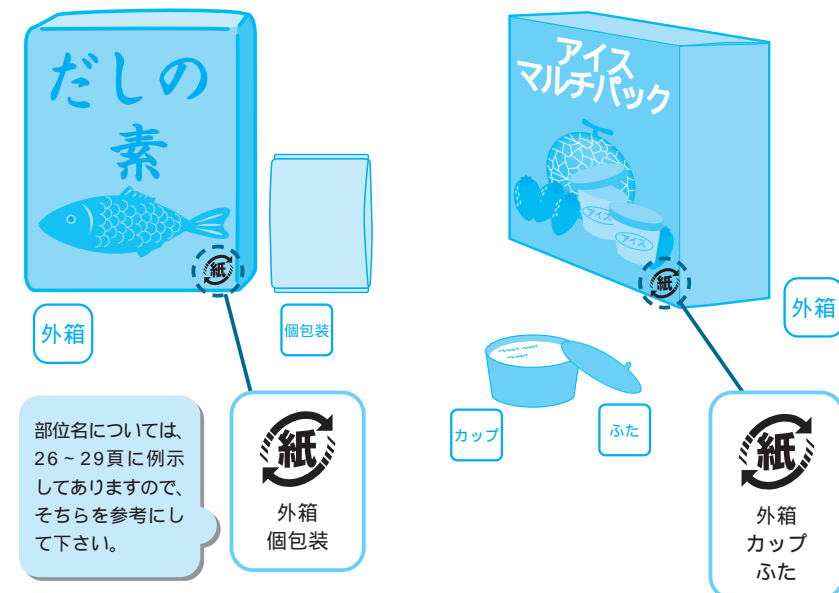
一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

参照

P.16 POINT

P.18 POINT



②-b

個別包装された食品が箱に詰められているもの
(多重容器包装 単一素材) 業界団体による説明例

方法1

(社)日本アイスクリーム協会 カップアイスのマルチパックの場合

個別表示

マルチパック等多重容器包装製品も個々の容器包装に識別マークを表示することを原則とする
材質に合わせた識別マークを一括表示欄に隣接した場所に表示する
一括表示欄のない容器包装には、見やすい適当な場所に表示する

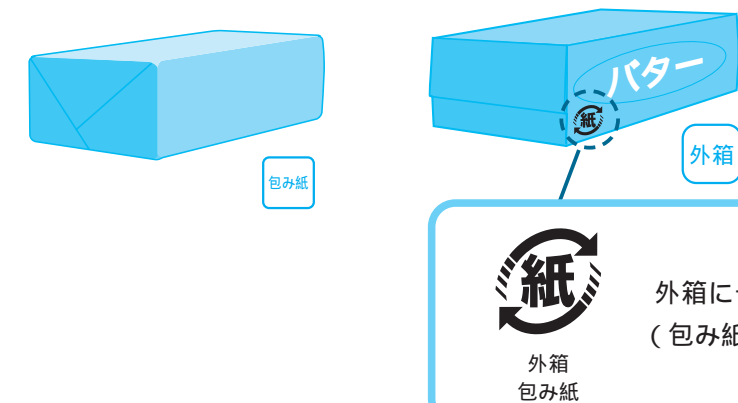


方法2

(社)日本乳業協会 紙製の箱入りミニパックのバターの場合

一括表示

材質に合わせた識別マークを一括表示欄に隣接する場所等、明瞭に見やすい個所に表示する
部位名を一括表記する



2 箱入り食品

2-C

個別包装された食品が箱に詰められているもの
(多重容器包装 複数素材) 基本形

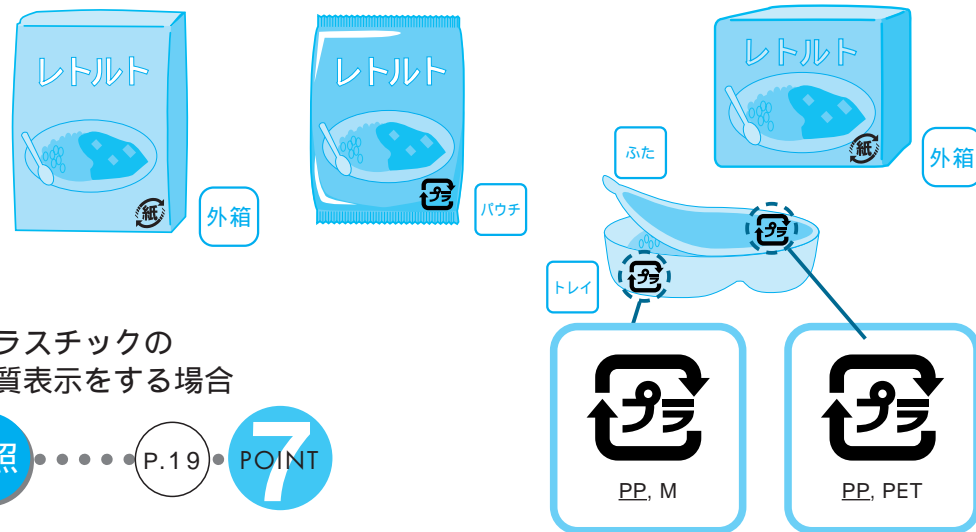
具体例

レトルト食品、冷凍食品、箱入り鏡餅等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



方法2

一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

外箱に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する

参照

P.16 POINT 3

P.18 POINT 6



2-C

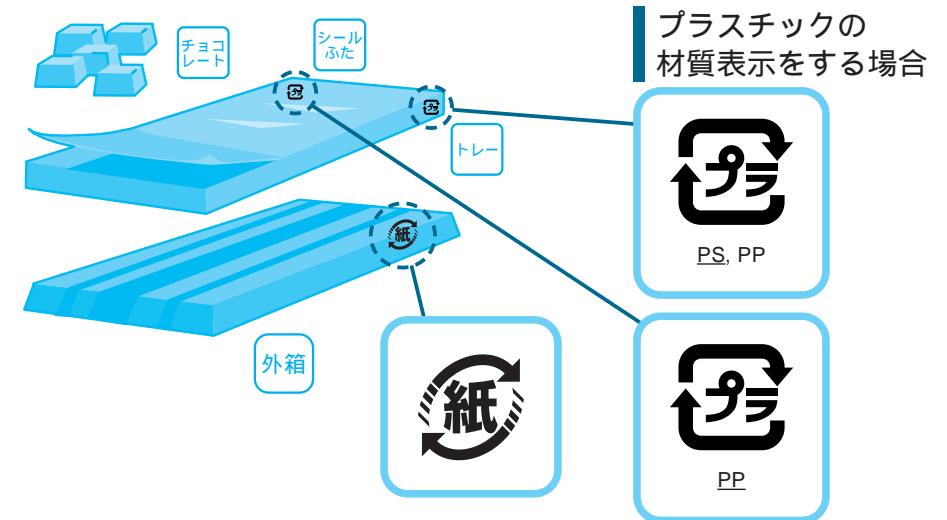
個別包装された食品が箱に詰められているもの
(多重容器包装 複数素材) 業界団体による説明例

方法1

全日本菓子協会 紙製の箱入りチョコレートの場合

個別表示

材質に合わせた識別マークを各容器包装に表示する
部位名は表記しない
材質表示は各企業の判断に委ね自主表示とするが、可能な範囲で表示することが望ましい

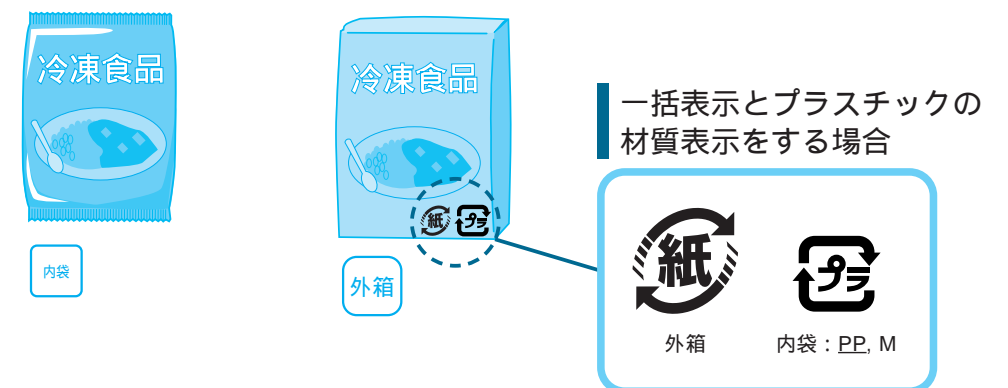


方法2

(社)日本冷凍食品協会 紙製の箱入りパウチ食品の場合

一括表示

外箱に一括して全ての容器・包装の識別マークを表示する
部位名を表記する
プラスチックの材質表示を行うことを推奨する



3 包装・容器(フィルム等)

3-a

包装・容器(フィルム等)に直接食品が詰められているもの 基本形

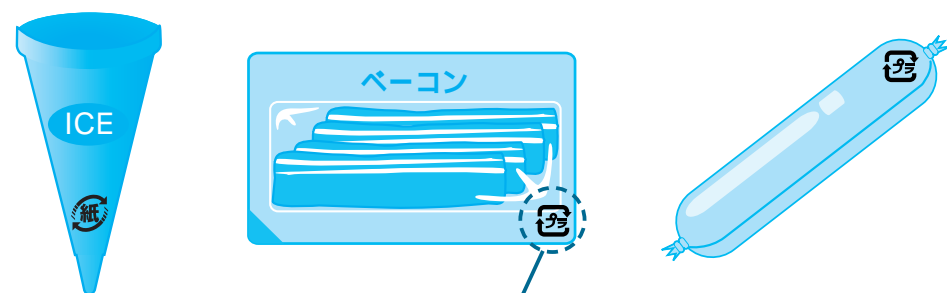
具体例

コーン型アイスクリーム、ベーコン、ソーセージ等

方法

材質に合わせた識別マークを包装・容器の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



プラスチックの
材質表示をする場合

参照

P.19

POINT



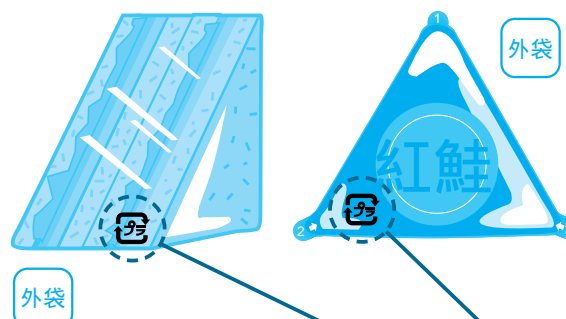
PE, PET

主たる材質がポリエチレンで、
ポリエチレンテレフタレート
との複合材質の例

具体例

サンドイッチ、おにぎり等

材質に合わせた識別マークを包装・容器の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない



プラスチックの
材質表示をする場合

参照

P.19

POINT



PP

ポリプロピレンから構成され
ていることを表示する場合

業界団体
による
説明例

3-a

包装・容器(フィルム等)に直接食品が詰められているもの

方法

(社)日本アイスクリーム協会 コーン型アイスクリームの場合

個別表示

材質に合わせた識別マークを一括表示欄に隣接した場所に表示する
部位名は表記しない
プラスチックを利用した場合の材質表示は各社の判断とする

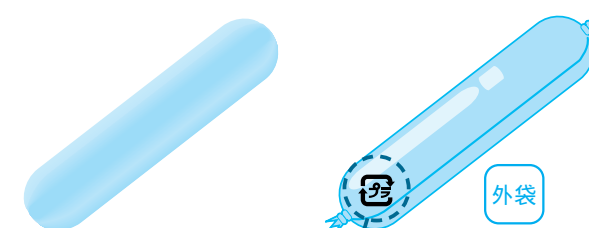


方法

日本ハム・ソーセージ
工業協同組合 ソーセージの場合

個別表示

材質に合わせた識別マークを包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない
原則として、識別マークに併せて材質表示を行う



プラスチックの材質表示をする場合



PE, PVDC

主たる材質がポリエチレンで、ポリ塩化
ビニリデンを含む複合材質の例

- 主要な構成材料2つを表記
- 塩素化合物を含む場合は主要材料の次に必ず表示

3 包装・容器(フィルム等)

3-b

個別包装された食品が更に包装されているもの
(多重容器包装 単一素材)

基本形

具体例

ドレッシング、たれ、カップ付コーン型アイスクリーム等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



方法2

外箱に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する

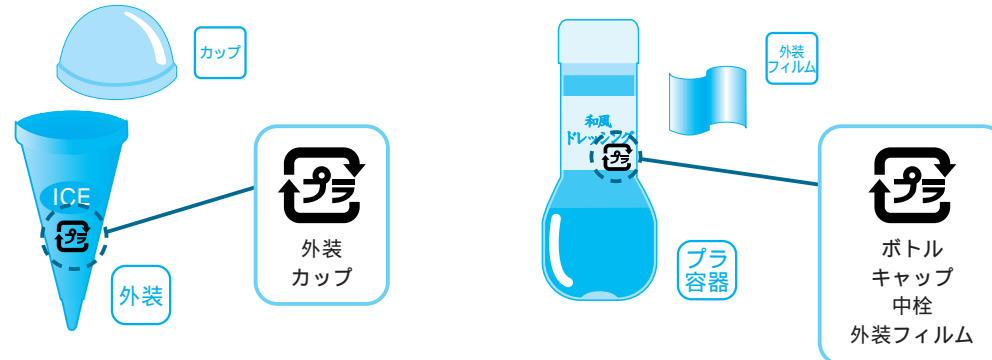
一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

参照

P.16 POINT 3

P.18 POINT 6



一括表示とプラスチックの
材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



ボトル：PP
キャップ：PP
中栓：PE
外装フィルム：PS

ボトル・キャップがポリプロピレン、中栓がポリエチレン、外装フィルムがポリスチレンの例

業界団体による
説明例

3-b

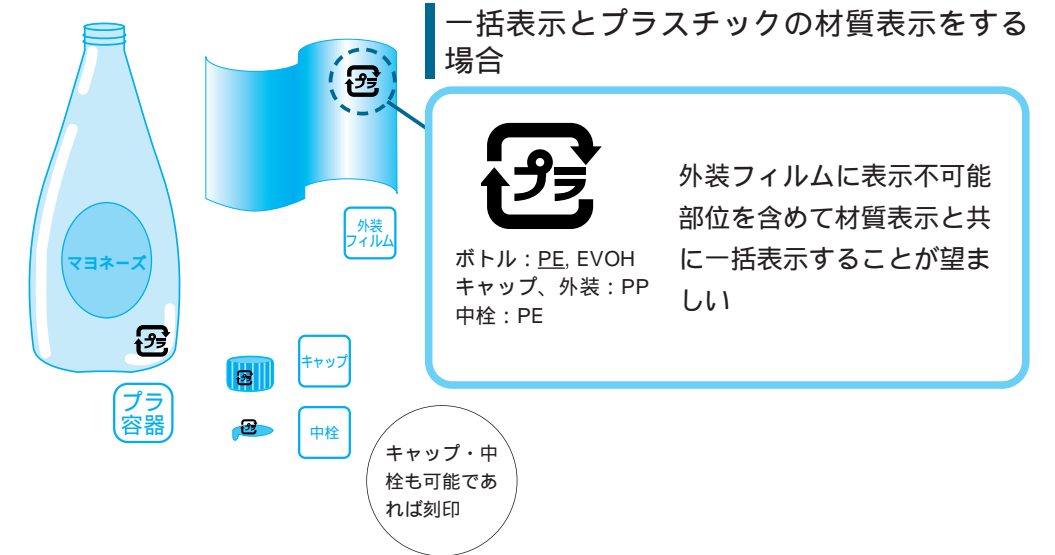
個別包装された食品が更に包装されているもの
(多重容器包装 単一素材)

方法1

全国マヨネーズ協会 マヨネーズの場合

個別表示

一括表示のほか、個々の容器包装ごとに識別表示を行うことが望ましい
部位名は表記しない
極力プラスチックの材質表示を行うことが望ましい



方法2

日本醤油協会 シュリンクラベルで覆われたしょうゆ以外の液体調味料を充填したボトルの場合

一括表示

ボトルと同じタイミングで排出されるキャップはボトルラベルに一括表示する
表面積の50%以上を覆うミシン目がある、或いは手で容易に取り外せるシュリンクラベルはラベルに一括表示する
部位名を一括表記する
プラスチックの材質表示は自主判断



3 包装・容器(フィルム等)

3-C

個別包装された食品が更に包装されているもの
(多重容器包装 複数素材) 基本形

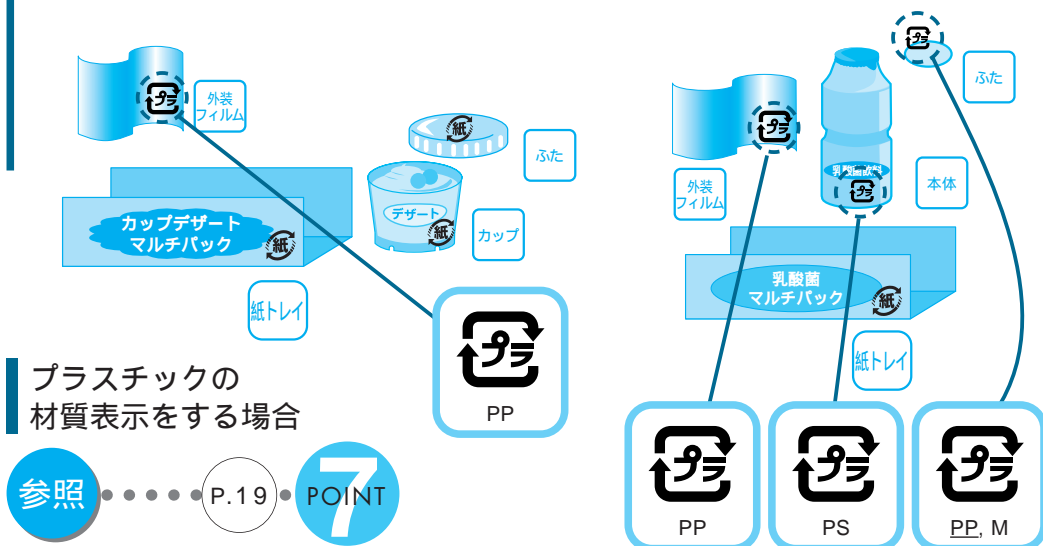
具体例

カップデザート、マルチパックはっ酵乳・乳酸菌飲料等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示

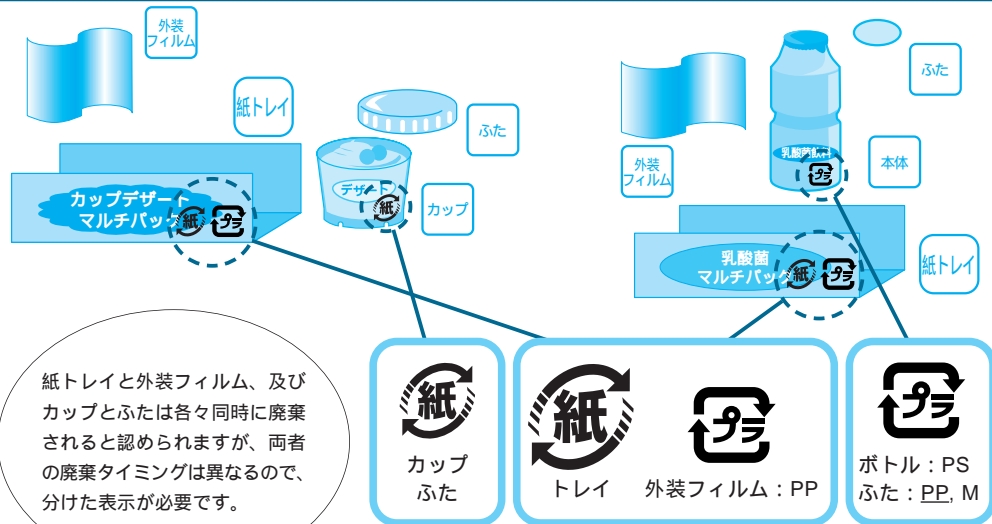


方法2

一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

外箱に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する



参照

P.16 POINT 3

P.18 POINT 6

3-C

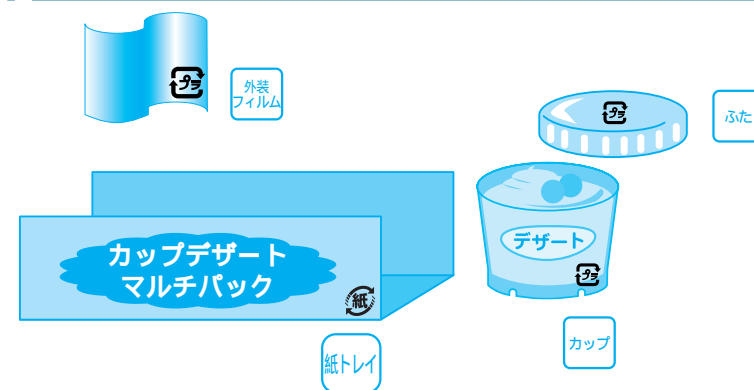
個別包装された食品が更に包装されているもの
(多重容器包装 複数素材) 業界団体による説明例

方法1

(社)日本乳業協会 カップデザートマルチパックの場合

個別表示

材質に合わせた識別マークを各容器包装の一括表示欄の隣接場所等見やすい適当な個所に表示する
部位名は表記しない
プラスチックの場合の材質表示は各社の判断とする

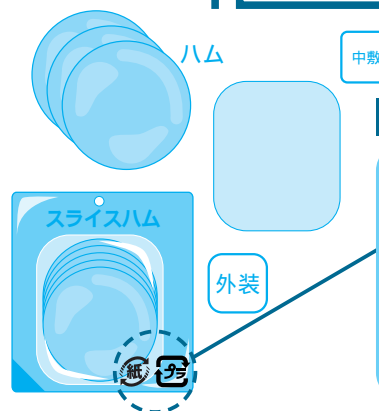


方法2

(社)ハム・ソーセージ工業協同組合 スライスハムの場合

一括表示

原則として、個々の容器包装ごとに表示し、且つ識別マークに併せて材質表示を行う
無地の容器包装又は表示に技術的制約がある容器包装は、表示を省略できるが、これらが多重容器包装の一部である場合には他に表示可能な部位に一括表示する
識別マークの隣接する位置に該当する部位名を表記する(但し、複数のプラスチックパーツからなる容器包装については、部位名を省略できる)



一括表示とプラスチックの材質表示をする場合



主たる材質がポリエチレンで、ポリエチレンテレフタレートを含む複合材質の例
●主要な構成材料2つを表記
●塩素化合物を含む場合は主要材料の次に必ず表示

4 カップ・トレイ・パック

4-a カップ・トレイ・パックに直接食品が詰められているもの (多重容器包装 単一素材) 基本形

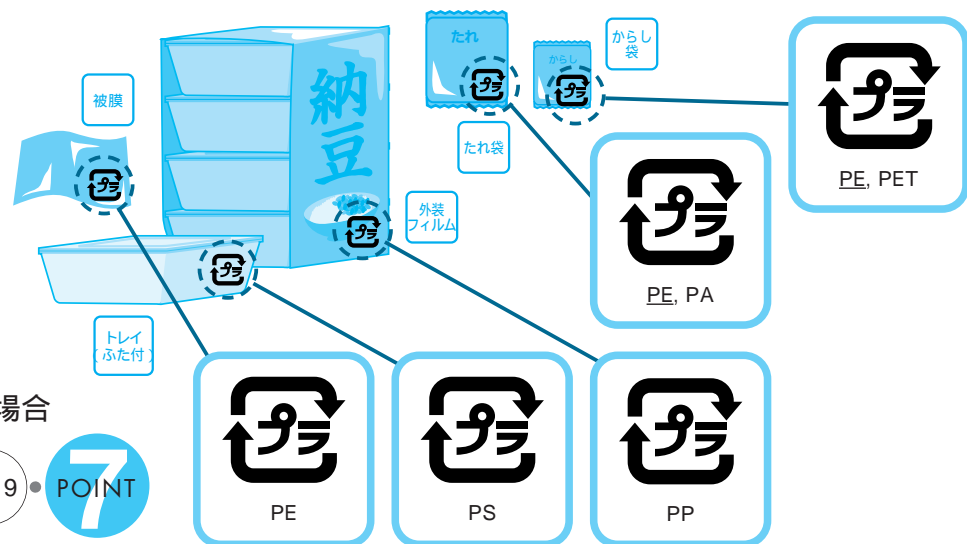
具体例

納豆等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



プラスチックの材質表示をする場合

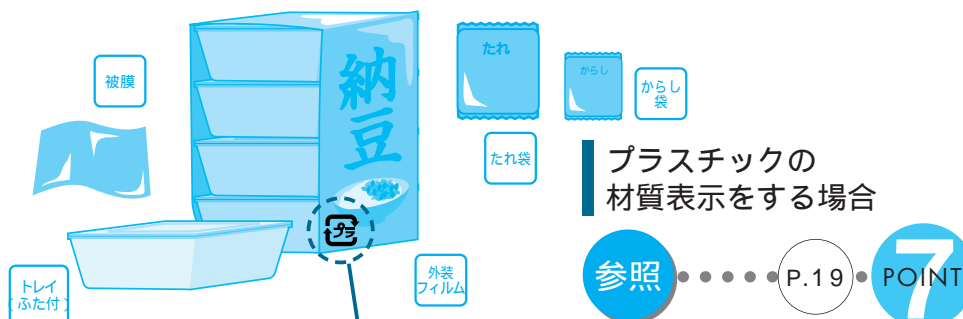
参照 P.19 POINT 7

方法2

一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

外箱に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する



プラスチックの材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



トレイ : PS
外装フィルム : PP
被膜 : PE
たれ袋 : PE, PA
からし袋 : PE, PET

トレイがポリスチレン、外装フィルムがポリプロピレン、被膜がポリエチレン、たれ袋が主たる材質をポリエチレンでポリアミドを含む複合材質、からし袋が主たる材質をポリエチレンでポリエチレンテレフタレートを含む複合材質の例

参照 P.16 POINT 3
P.18 POINT 6

4-a カップ・トレイ・パックに直接食品が詰められているもの (多重容器包装 単一素材) 基本形

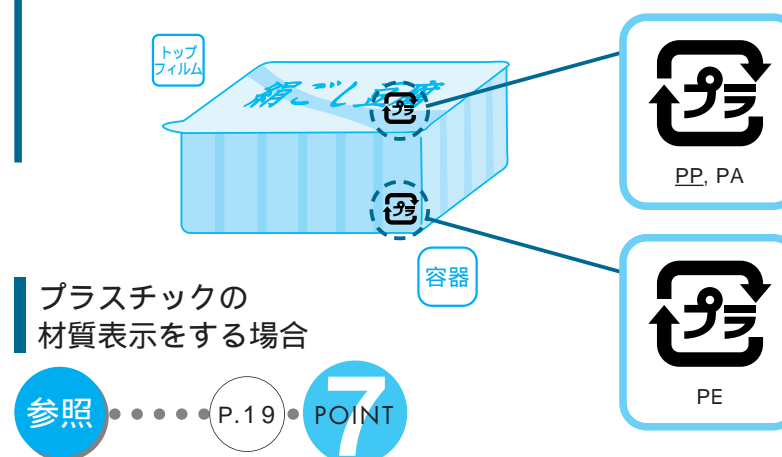
具体例

豆腐等

方法1

材質に合わせた識別マークを各容器包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



プラスチックの材質表示をする場合

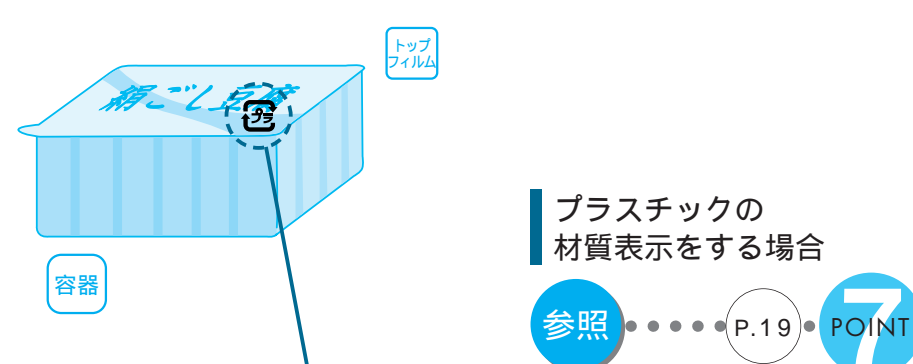
参照 P.19 POINT 7

方法2

一括表示

無地の容器包装
や多重容器包装

外箱に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する
部位名を一括表記する



プラスチックの材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



容器 : PE
トップフィルム : PP, PA

容器がポリエチレン、トップフィルムが主たる材質をポリプロピレンで、ポリアミドを含む複合材質の例

参照 P.16 POINT 3
P.18 POINT 6

4 カップ・トレイ・パック

4-a カップ・トレイ・パックに直接食品が詰められているもの (基本形) (多重容器包装 単一素材)

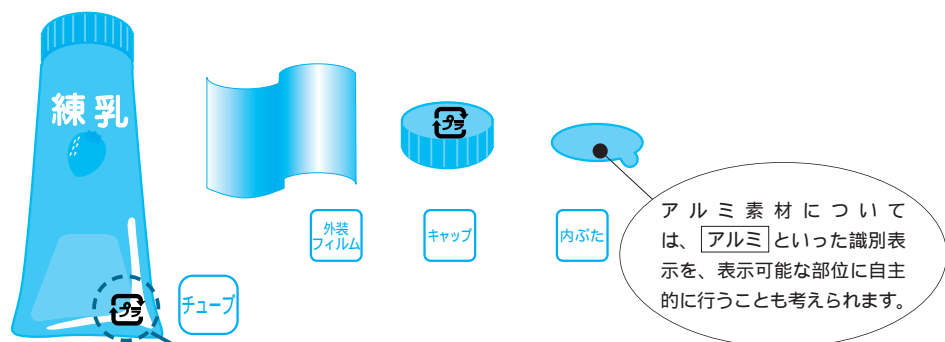
具体例

カップ入りアイスクリーム、チューブ入り練乳
スーパーなどで売られている生鮮食品（野菜、肉、魚等）等

方法1

材質に合わせた識別マークを各包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



プラスチックの
材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



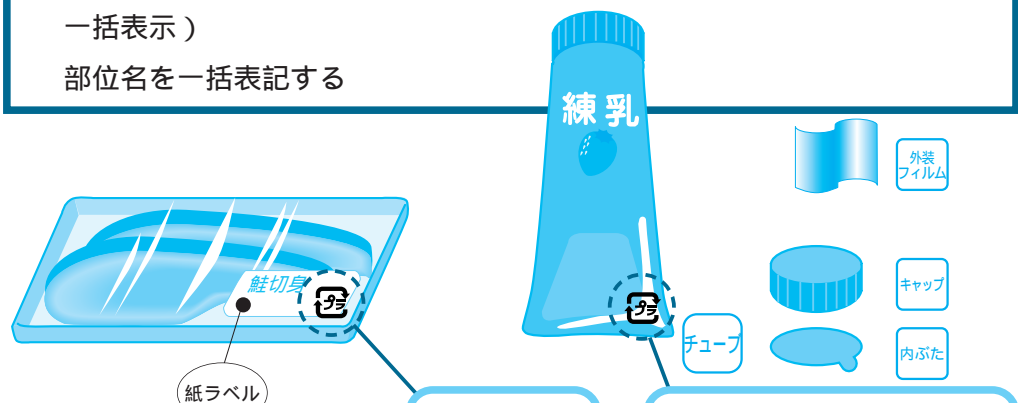
チューブ：PE, EVOH
外装フィルム：PP

フィルムが透明で表示できないので、チューブに合わせて表示

方法2

各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する（多重容器包装で個別表示が困難なものは、表示可能部位の見やすい箇所に一括表示）
部位名を一括表記する

一括表示



一括表示とプラスチックの
材質表示をする場合

参照 P.19 POINT 7



トレイ
フィルム



チューブ：PE, EVOH
キャップ：PE
外装フィルム：PP
アルミ
内ふた

業界団体
による
説明例

4-a カップ・トレイ・パックに直接食品が詰められているもの (多重容器包装 単一素材)

方法1

(社)日本アイスクリーム協会 カップ入りアイスクリームの場合

個別表示

材質に合わせた識別マークを各容器包装に表示することを原則とする
部位名は表記しない
プラスチックの場合の材質表示は各社の判断とする

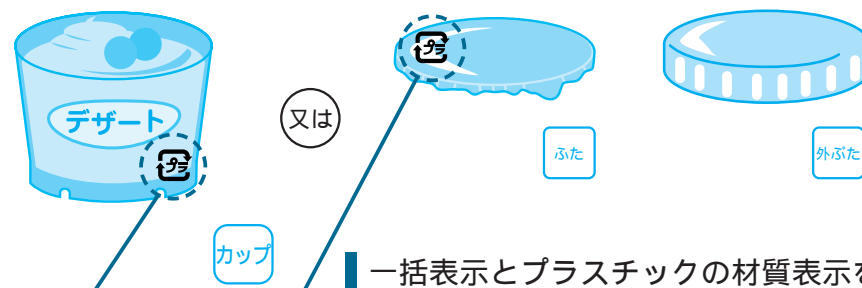


方法2

(社)日本乳業協会 カップデザートの場合

一括表示

材質に合わせた識別マークは、一括表示欄に隣接する場所等明瞭に見やすい個所に表示する
具体的には、部位名と共にカップ側面かふたに一括表示する
プラスチックの材質表示は個別企業の自主判断とする



一括表示とプラスチックの材質表示をする場合



カップ：PP
外ふた：PP
ふた：PE, M

カップ・外ふたがポリプロピレン、ふたがポリエチレンを主たる材質とするアルミニウムとの複合材質の場合

●プラスチックの材質表示は、個別企業の自主判断に委ねられていますが、材質表示を行う場合にはJIS (ISO) 方式の記号で行います。

4 カップ・トレイ・パック

4-b

カップ・トレイ・パックに包装食品が詰められているもの (多重容器包装 - 複数素材) **基本形**

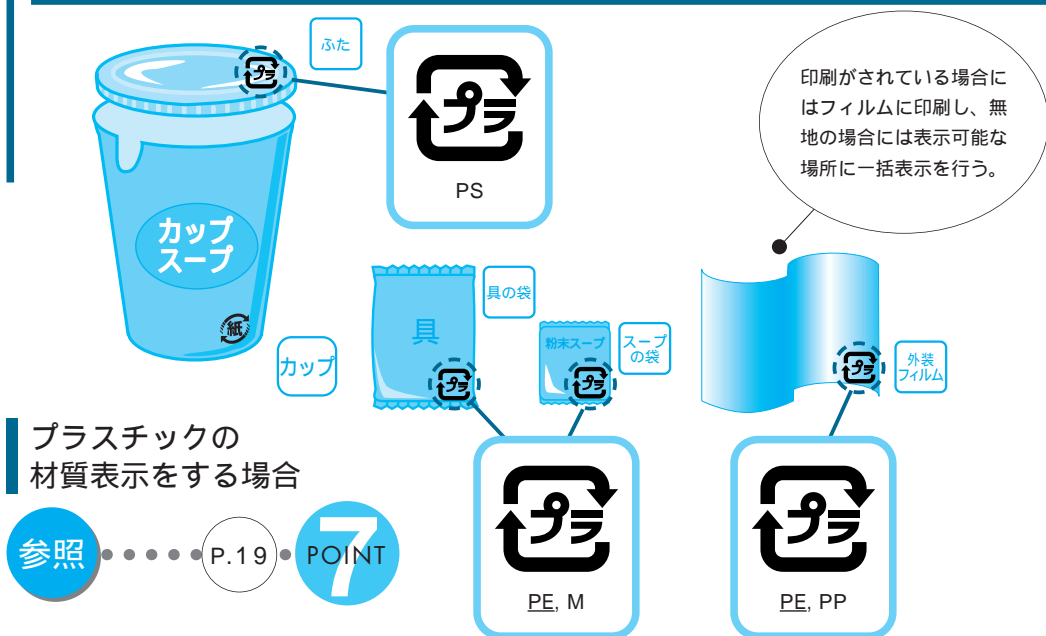
具体例

カップラーメン、カップ入り味噌、カップスープ等

方法1

材質に合わせた識別マークを各包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない

個別表示



方法2

一括表示

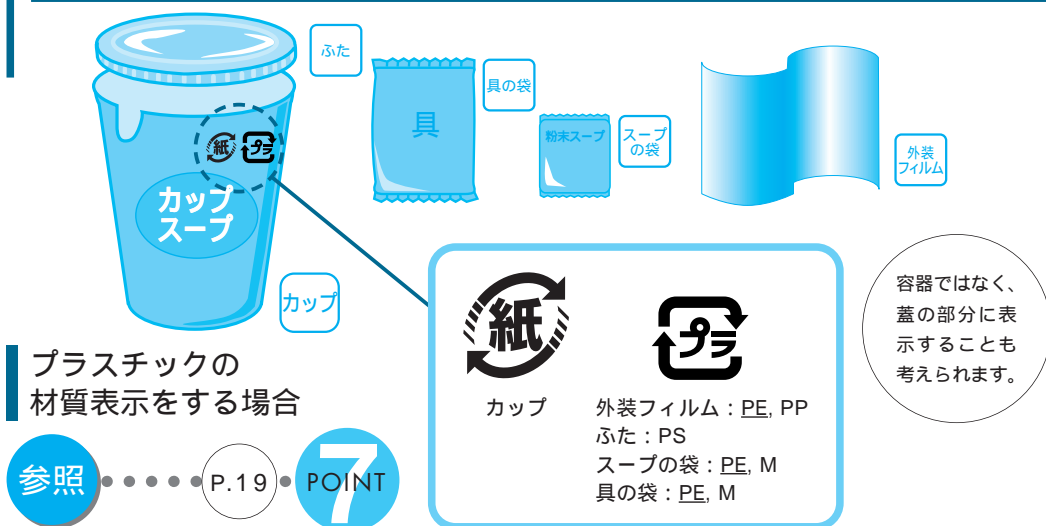
外箱に各容器包装の材質に合わせた識別マークを見やすい箇所に表示する (多重容器包装で個別表示が困難なものは、表示可能部位の見やすい箇所に一括表示)
部位名を一括表記する

無地の容器包装
や多重容器包装

参照

P.12 POINT 3

P.13 POINT 6



4-b

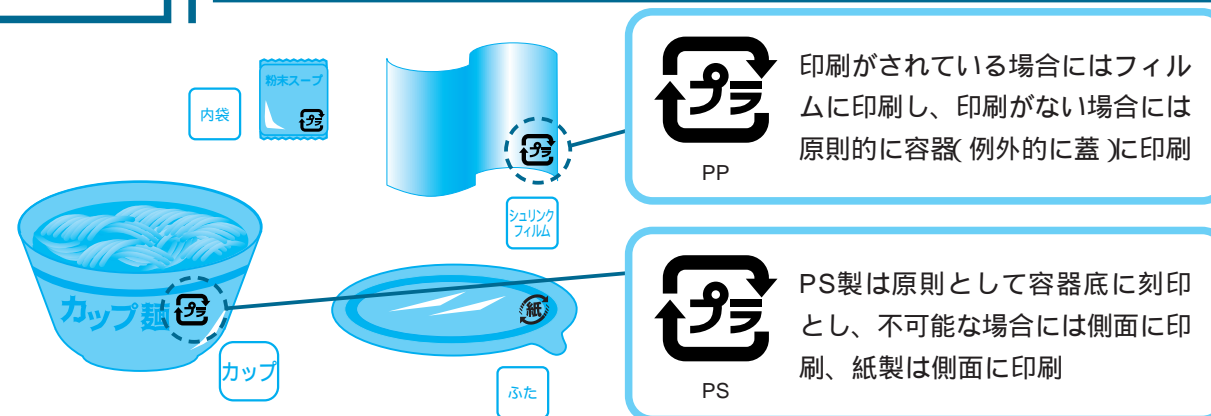
カップ・トレイ・パックに包装食品が詰められているもの (多重容器包装 - 複数素材) **業界団体による説明例**

方法1

(社)日本即席食品工業協会 カップラーメンの場合

個別表示

原則として、材質に合わせた識別マークを各包装の見やすい箇所に表示する
部位名は表記しない
プラスチックの材質表示も原則的に行う

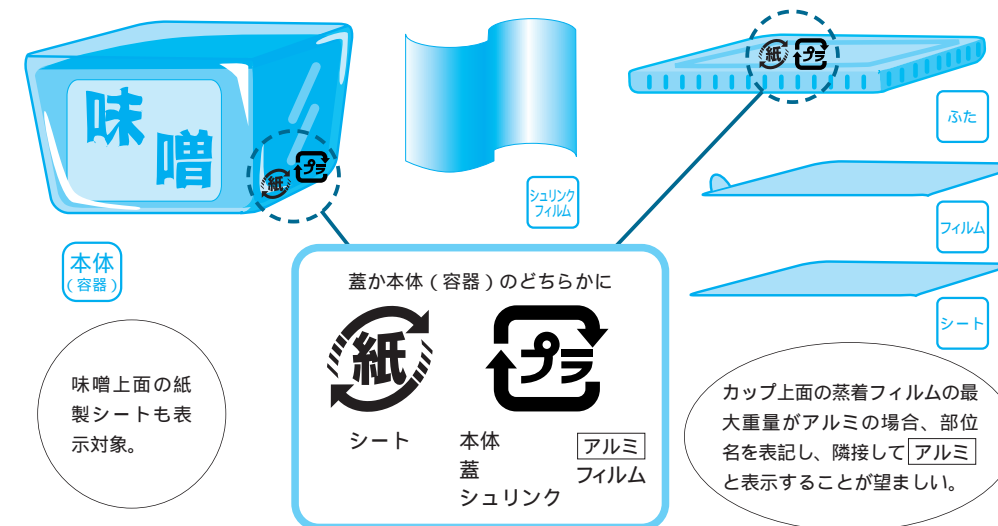


方法2

全国味噌工業協同組合連合会 カップ入り味噌の場合

一括表示

多重容器包装を構成するパーツが同じタイミングで廃棄されるので、一括表示が適当とされる
蓋又は本体(容器)のどちらか見やすい場所に、識別マークと部位名を一括表記する
現段階ではプラスチックの材質表示は任意とする



5 びん・缶・ボトル・飲料用紙容器

5-a

スチール缶・アルミ缶(飲料又は酒類用) PET
ボトル(飲料、しょうゆ又は酒類用) ガラスびん

基本形

飲料又は酒類用スチール缶・アルミ缶については、「有効資源利用促進法」に基づく識別表示義務の対象となっていますので、これまでに示したルールに則った識別表示を行う必要があります。また、飲料、しょうゆ又は酒類用PETボトルについても同様に識別表示義務があります。飲料、しょうゆ又は酒類用以外のPETボトルについては、これまで見てきたプラスチック製容器包装の識別表示が必要となります。



逆に言えば、飲料又は酒類用以外のスチール缶・アルミ缶、ガラスびん、については、識別表示の対象とはなっていません。

但し、識別表示の目的が、消費者が分別排出しやすいようにすることにあることを考慮しますと、これら識別表示の直接の対象になっていないものについても、その材質名を表記することが望ましいともいえます。

業界団体によっては、これら法的には識別表示義務の対象となっていない容器包装についても、自主的に材質名を表示することを推奨しています。商品にこれらの容器包装を利用している事業者の方もおられると思いますので、そうした先駆的・自主的な取り組みを参考にしてこれらの容器包装についても識別表示を検討されることをお勧めします。

5-a

スチール缶・アルミ缶(飲料又は酒類用) PET
ボトル(飲料、しょうゆ又は酒類用) ガラスびん

業界団体
による
説明例

(社)日本缶詰協会

一般食料用スチール缶・アルミ缶の識別表示については、各社の自主的判断

- 表示は飲料用と同様のマーク(含、「あき缶はリサイクル」の文字)
 - 表示箇所は、缶の形状特性などを考慮して各社で決定
- ガラスびんについては、**ガラス** の表示を行わない

全国味噌工業協同組合連合会

カップ上面の蒸着フィルムの最大量がアルミニウムの場合、部位名を表示して隣接して**アルミ** と表示することが望ましい

全国マヨネーズ協会

アルミシールについては、部位名(シール)の後に「M(アルミ)」と表示

ガラスびんについては明らかにわかるので材質表示はしない

日本醤油協会

原則としてガラスの表示は不要

ガラスびんについて材質を表示する必要がある場合、**ガラス** 又は「本体はガラスびん(です)」と表示することが望ましい

全日本菓子協会

ガラスびん等の材質名を表記することが望ましい(「ボトル(本体)は「ガラスびん」です」といった分を識別表示マークに隣接させて表記)

5 びん・缶・ボトル・飲料用紙容器

5-b 飲料用紙容器

基本形

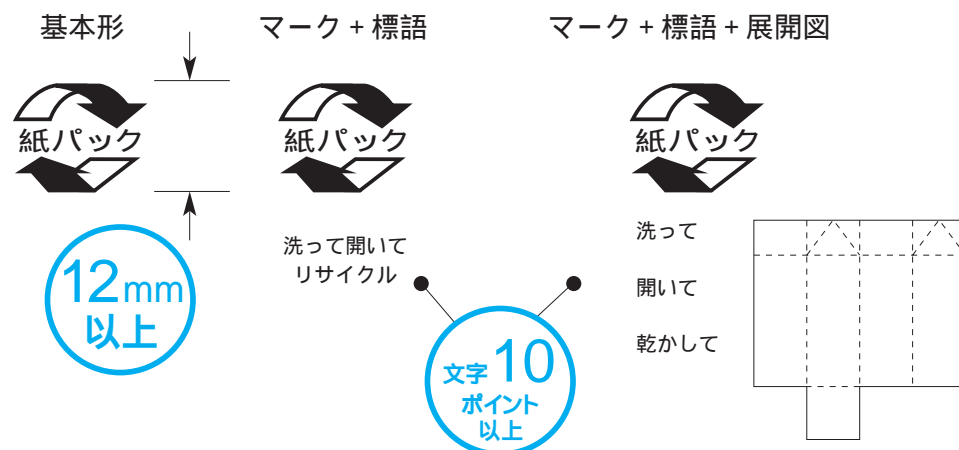
アルミニウムを利用しない飲料用紙容器も様々な形で利用されていることから、飲料用紙容器リサイクル協議会（全国牛乳容器環境協議会）が、そうした飲料用紙容器を対象に、自主的に識別表示を導入すると共に、識別表示マークを作成しリサイクルを一層促進することとしております。

事業者の方によっては、商品にこれらの容器包装が関連してくる場合もあるかと思っておりますので、そうした先駆的・自主的な取組みを参考にして対応を検討されることをお勧めします。

デザイン

サイズ 文字 展開図

識別表示マークの大きさは12mm以上、文字の大きさは10ポイント以上
 識別表示の基本はマークのみとするが、「マーク＋標語」、「マーク＋展開図」、「マーク＋標語＋展開図」も認める
 大型容器（500ml以上）には、「展開図」との組み合わせが望ましい



飲料用紙容器へのレイアウト等を勘案し、以下の仕様を目安とする

容器容量	1000ml以上	500ml以上	300ml以下
識別マークの外径	21-28 mm	15 mm	12 mm

留意点

位置 印刷

識別表示は、容器の側面で、消費者に見やすい位置に行う
 識別表示は、印刷で行い、ラベル等は使用しない
 口栓やストローが付いた容器については、「口栓部を取る」、「ストロー袋をはずす」旨の表示を行う

5-b 飲料用紙容器

基本形

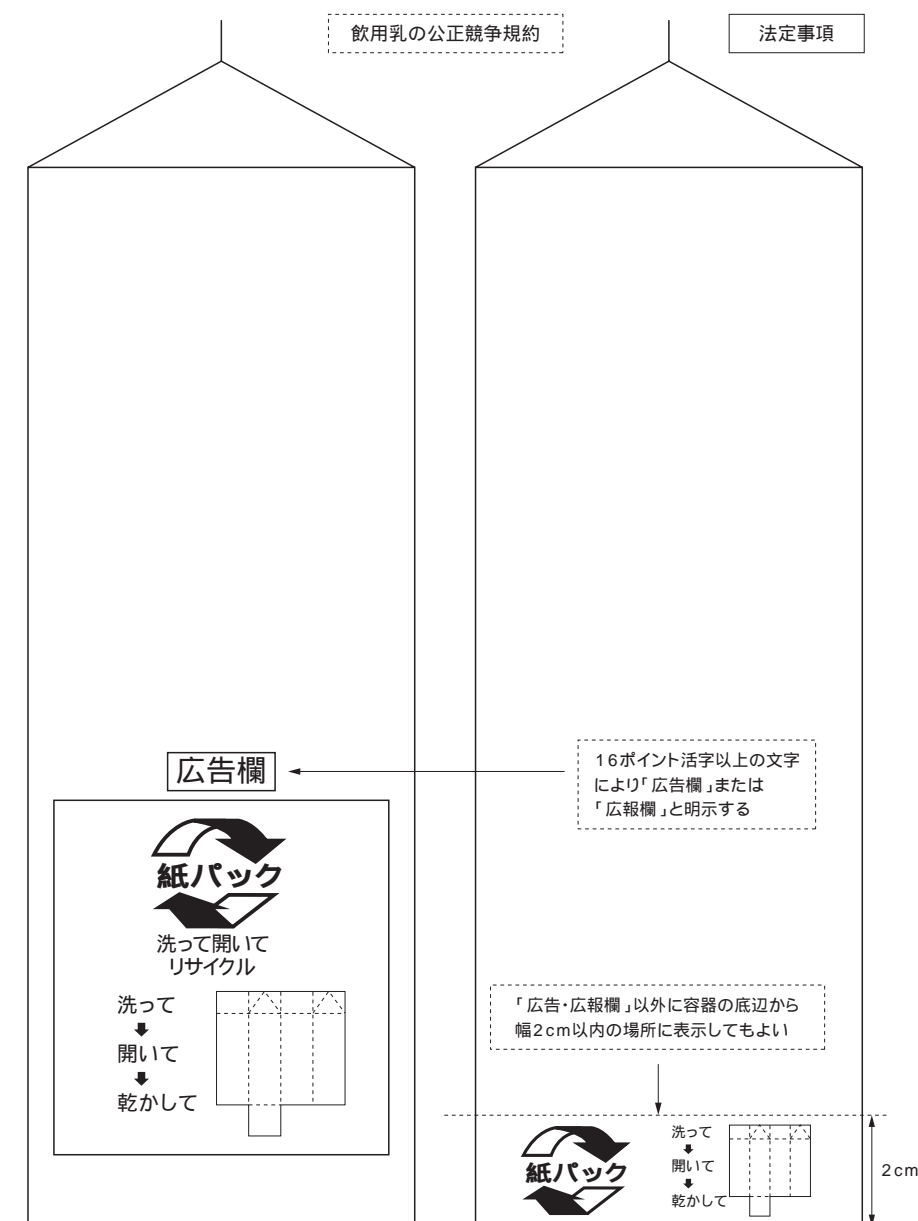
方法

飲料用紙容器リサイクル協議会
 （全国牛乳容器環境協議会） 飲用乳用ゲブル型容器の場合

個別表示

「飲料用紙容器識別表示（リサイクルマーク等）ガイドライン」を適用し、自主的に識別表示を行う

「飲用乳」については「飲用乳の表示に関する公正競争規約施行規則第22条（広告に関する表示基準）」により、原則として「広告欄」または「広報欄」に表示を行う。



6 段ボール

6-a 段ボール

基本形

段ボールについては、「資源有効利用促進法」における識別表示対象ではありませんが、段ボールリサイクル協議会では、「国際リサイクル・シンボルを利用してリサイクル可能なあらゆる用途の段ボールのリサイクルを推進する」としてしています。

デザイン

識別表示 リサイクル推進

識別マークのデザイン

識別マーク（国際リサイクル・シンボル）の上部又は下部或いは右側に、リサイクル推進シンボルを構成する文字を表示します（両者を合わせたものが、リサイクル推進シンボルです）。

「ダンボールはリサイクル」の文字を「ダンボール」に省略することができます。



サイズ

外径 文字

判別のしやすさと視認性を確保したサイズによる運用

識別マークは、視認性を損なわない限り、印刷方法に合わせて以下の大きさとすることができます。

	段ボールに直接印刷	プレプリント方式	紙器用板紙に印刷して 片面段ボールに枚葉貼合
識別マークの外径	30 mm以上	12 mm以上	8 mm以上
文字の大きさ	15 ポイント以上	8 ポイント以上	5 ポイント以上



国際リサイクル・シンボル とは、

平成12年6月に世界76カ国の段ボール産業団体及び企業が参加する国際段ボール協会で、「その段ボールがリサイクル可能である」ことを示す世界共通のシンボルとして策定されたものです。

6-a 段ボール

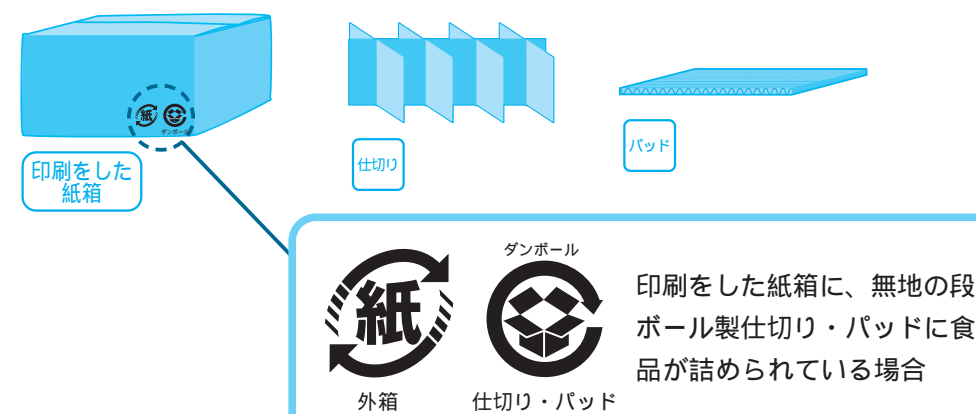
基本形

方法1

一括表示

無地の段ボール・表示スペース等に物理的制約がある段ボールは、多重容器包装の場合、他の表示可能な部分に合わせて識別表示

無地や表示スペース等に物理的制約がある段ボールについては直接の識別表示を省略できます。但し、それが多重容器包装（18頁のポイント⑥を参照）の一部である場合には、表示可能な他の多重容器包装構成部分に段ボールの識別表示も一括して行うことが望まれます。



6-a 段ボール

業界団体
による
説明例

全国マヨネーズ協会

段ボールは国際規格により段ボールメーカーが国際共通の表示を行う
識別・材質表示の近くに「外箱は段ボールです」等の表示を行う

日本醤油協会

輸送用段ボール箱については原則として表示しない
ギフト商品として使用されるものについては、段ボールリサイクル協議会が定める自主基準をもとに別途検討する（「この箱は段ボールです」等の表示をすることが望ましい）

全国餅工業協同組合

原則として段ボールにも表示する（業界ルール）

きよすり 清刷入手先

識別表示（識別マーク）の清刷について、下記の団体にお問い合わせください。

対象容器包装	識別表示	問い合わせ先
紙製容器包装 ●「段ボール」と「アルミニウム」を利用していない飲料用紙容器」を除く		紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-21 日本酒造会館3階 TEL:03-3501-6191 FAX:03-3501-0203 http://www.kami-suisinkyoo.org/
プラスチック製容器包装 ●飲料、しょうゆ又は酒類用PETボトルは、上段の該当欄をご参照下さい		プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-21 日本酒造会館3階 TEL:03-3501-5893 FAX:03-5521-9018 http://www.pprc.gr.jp/
スチール缶・アルミ缶 ●飲料又は酒類用		社団法人 食品容器環境美化協会 〒105-0004 東京都港区新橋4-27-4 新橋吉樹ビル5階 TEL:03-5472-4824 FAX:03-5472-4823 http://www.kankyobika.or.jp/
PETボトル ●飲料、しょうゆ又は酒類用		PETボトルリサイクル推進協議会 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-4-3 日本橋MIビル2階 TEL:03-3662-7591 FAX:03-5623-2885 http://www.petbottle-rec.gr.jp/
飲料用紙容器 ●アルミニウムを利用していないもの		飲料用紙容器リサイクル協議会(全国牛乳容器環境協議会) 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館4階 TEL:03-3264-3903 FAX:03-3261-9176 http://www.yokankyo.jp
段ボール (国際的リサイクル・シンボル)		段ボールリサイクル協議会(日本段ボール工業会内) 〒104-8139 東京都中央区銀座3-9-11 紙パルプ会館10階 TEL:03-3248-4851 FAX:03-5550-2101

問い合わせ先

農林水産省 総合食料局食品産業企画課食品環境対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03-3502-8111(代表)内線5646~9 FAX:03-3508-2417
東北農政局生産経営流通部食品課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-263-1111(代表)内線4336 FAX:022-217-4180
関東農政局生産経営流通部食品課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 TEL:048-600-0600(代表)内線3139 FAX:048-740-0081
北陸農政局生産経営流通部食品課	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 TEL:076-263-2161(代表)内線3397 FAX:076-232-5824
東海農政局生産経営流通部食品課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL:052-201-7271(代表)内線2346 FAX:052-219-2670
近畿農政局生産経営流通部食品課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル TEL:075-451-9161(代表)内線2398 FAX:075-414-7345
中国四国農政局生産経営流通部食品課	〒700-8532 岡山市下石井1-4-1 TEL:086-224-4511(代表)内線2161 FAX:086-232-7225
九州農政局生産経営流通部食品課	〒860-8527 熊本市二の丸1-2 TEL:096-353-3561(代表)内線4282 FAX:096-324-1439
内閣府 沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課	〒900-8530 那覇市西2-16-6 TEL:098-866-0156 FAX:098-866-0671

関係団体(62頁清刷入手先以外)

財団法人 ●日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会琴平ビル3階 TEL:03-5532-8597 FAX:03-5532-9698 http://www.jcpra.or.jp/
------------------------	--